

国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
1	実施に関する方針（本文）	3	1	第1_1_（6）_③本事業に含まれていない業務	エ【添付資料2-1】「本事業の業務内容及び振興会が実施する業務内容」には、振興会が実施する業務の記載がないが、これまでの入札手続き等の資料と比較すると「舞台関係設備の定期点検等、保守及び修繕業務」は維持管理業務に含まれていないとの理解でよいか。また、他にも施設整備業務で整備した施設のうち、維持管理業務の対象外の施設やエリアなどあれば、それも合わせて振興会が実施する業務内容として明記いただきたい。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、本事業における維持管理業務の対象は、【資料-1】「業務要求水準書（案）」第2章、第2節、2をご参照ください。なお、【添付資料2-1】の資料名は入札公告時に訂正します。
2	実施に関する方針（本文）	3	2	第1_1_（6）_③ア	振興会が整備するローカルエリアネットワーク（LAN）の概要をご教授ください。	振興会の業務（事務用）で利用するLANです。
3	実施に関する方針（本文）	3	22	第1_1_（8）事業期間	「事業契約締結日以降の施設整備期間については、余裕期間を含めた8年3か月の中でも適正な施設整備の時期を設定し、施設引渡し日を提案するものとする。」とあるが、財務省の指摘にあるとおり、他の産業以上に建設業における人出不足は構造的なものであり、業界において生産性向上に努めているがなお高齢な技能労働者に頼らざるを得ない状況である。また、若年技能労働者の就労と定着には働き方改革をなお一層すすめる必要がある。余裕期間を含めた8年3か月の解説は今後の建設技能労働者の就労状況をみてご判断いただくことを前提に提案時の配点差がないものとして理解してよいか。	余裕期間を含めた最大8年3か月の施設整備期間の中で施設引渡し日を求めるものであり、期間の延長は想定していません。また、「提案時の配点差」の趣旨が不明ですが、評価に関する事業者選定基準については入札公告時に示します。
4	実施に関する方針（本文）	3	28	第1_1_（9）PFI事業の付帯事業（民間収益施設）	「事業者は、PFI方式による本事業の付帯事業として、国立劇場の用途及び本事業の目的を妨げない限度において、自らの施設（民間収益施設）を整備し、運営することを提案することができる（民間収益事業）。」とあるが、前回までの二回の不調を受けて、今回は事業として成立させなければならないという中で、例えば、事業者が物販飲食機能を誘致する場合、舞台付きレストラン（仮称）にて振興会様が別途契約する予定である運営事業者の事業圧迫にならないか等の懸念があり、どのような用途であれば成立するか、どのように事業性を検証されたのかご教示願いたい。	本事業においては、付帯事業の提案は必須条件とはせず、事業者の自由な判断に委ねておりますが、振興会が別途契約を予定している舞台付きレストラン（仮称）の運営について十分な配慮をお願いします。
5	実施に関する方針（本文）	3	28	第1_1_（9）PFI事業の付帯事業（民間収益施設）	「事業者は、PFI方式による本事業の付帯事業として、国立劇場の用途及び本事業の目的を妨げない限度において、自らの施設（民間収益施設）を整備し、運営することを提案することができる（民間収益事業）。」とあるが、不調の原因となっていた民間収益施設の提案を任意にしたということは、当然に加点されないと理解でよいか。	評価に関する事業者選定基準については入札公告時に示します。
6	実施に関する方針（本文）	3	28	第1_1_（9）PFI事業の付帯事業（民間収益施設）	民間収益施設について「運営のみを行う提案は求めない。」とあるが、「運営のみ」とはどのような提案を想定されているか。	付帯事業は、自らの施設（民間収益施設）を整備し、運営することを提案することができる（民間収益事業）ものであり、施設整備を伴わない運営のみを提案することは求めないという趣旨です。
7	実施に関する方針（本文）	3	30	第1_1_（9）PFI事業の付帯事業（民間収益施設）	事業者は、自らの施設（民間収益施設）を整備し、運営することを提案することができるところがあるが、提案の有無が選択可能となったとしても、仮に民間収益施設の提案が加点対象となるのであれば、加点を得るために民間収益施設を提案せざるを得ない状況となり、本件への応募はできない。成立が困難な民間収益施設は加点評価の対象外としていただきたい。	No. 5の回答をご参照ください。
8	実施に関する方針（本文）	3	32	第1_1_（9）PFI事業の付帯事業（民間収益施設）	民間収益施設は加点対象ではない場合、要求水準に記載の水準を維持する前提で財源多様化の手段として提案をした場合、定性面で総合点に影響を及ぼすことはありますでしょうか。	No. 5の回答をご参照ください。
9	実施に関する方針（本文）	3	32	第1_1_（9）PFI事業の付帯事業（民間収益施設）	民間収益施設が加点対象でない場合、合築・独立建物の違いで提案に与える影響の違いがありますでしょうか。	「提案に与える影響」の趣旨が不明ですが、評価に関するご参考までにNo. 5の回答をご参照ください。
10	実施に関する方針（本文）	4	14	第1_1_（10）事業費の支払	【資料-3】「事業費の算定及び支払方法（案）」表1. 事業費の内訳と項目名が異なっていると思料します。合致するように記載いただけないか。その他：200億等、金額の内訳の想定が困難です。	【資料-3】「事業費の算定及び支払方法（案）」表1. 事業費の内訳により、概算事業費の『工事費』は、施設費のうちの建設工事費（必要な調査費用を含む。）を、『その他』は施設費のうちの建設工事費以外の費用と割賦手数料を、『維持管理費等』は維持管理費とその他の費用を示します。ただし、上記三つの分類は便宜上分けて参考に示したものであり、各々の区分ではなく全体額を参考にしてください。 なお、概算事業費として公表している内容についての詳細を公表する予定はありません。
11	実施に関する方針（本文）	4	14	第1_1_（10）事業費の支払	維持管理費等の内訳（維持管理費と修繕費の別）も公表いただきたい。概算事業費として公表されている維持管理費が非常に安価であるため、原因分析のために公表をお願い致します。	No. 10の回答をご参照ください。
12	実施に関する方針（本文）	4	14	第1_1_（10）事業費の支払	概算事業費は応募者が本事業の業務量を想定するための参考とありますが、今回公表の要求水準（振興会指定の仕様等も加味して）に基づき積算されたといふ理解で良いか。	ご理解のとおりです。
13	実施に関する方針（本文）	4	23	第1_1_（10）事業費の支払	「（参考）概算事業費」について、概算事業費を算出するにあたり、どの時点の物価を基準として算出したのかをご教示いただきたい。	概算事業費は、事業者が入札書を提出するための参考として示します。
14	実施に関する方針（本文）	4	23	概算事業費	12月19日付更新版で概算事業費が追記されたが、ここで言う「工事費」とは、資料-3の3ページ目表1における「建設工事費」に該当し、その他とは建設工事費以外の施設費、及び割賦手数料と考えてよろしいか。そうでない場合は、内訳をご教示いただきたい。	No. 10の回答をご参照ください。
15	実施に関する方針（本文）	4	24	第1_1_（10）事業費の支払	「（参考）概算事業費」の「工事費」とは、「資料-3 事業費の算定及び支払方法（案）」3頁 2. 事業費の内訳_表1. 事業費の内訳の施設費のうち、「建設工事費（必要な調査費用を含む）」を指すとの理解でよい。	No. 10の回答をご参照ください。
16	実施に関する方針（本文）	4	25	第1_1_（10）事業費の支払	「（参考）概算事業費」の「その他」とは、「資料-3 事業費の算定及び支払方法（案）」3頁 2. 事業費の内訳_表1. 事業費の内訳の施設費のうち「その他施設整備に関する初期投資と認められる費用等」を指すとの理解でよい。	No. 10の回答をご参照ください。
17	実施に関する方針（本文）	4	25	第1_1_（10）事業費の支払	（参考）概算事業費のうち、「その他」はどのような項目を想定しているのかご教示頂きたい。	No. 10の回答をご参照ください。
18	実施に関する方針（本文）	4	26	第1_1_（10）事業費の支払	「（参考）概算事業費」の「維持管理費等」とは、「資料-3 事業費の算定及び支払方法（案）」3頁 2. 事業費の内訳_表1. 事業費の内訳のうち、「維持管理費及びその他の費用」を指すとの理解でよい。	No. 10の回答をご参照ください。
19	実施に関する方針（本文）	5	18	第2_2_（1）選定基準	PSCについて、民間収益事業の実施による収益性については考慮されず、特定事業のみを振興会が自ら実施した場合を想定し算定されるという理解で良いか。	ご理解のとおりです。
20	実施に関する方針（本文）	7	5	第2_2_（6）事業提案書作成説明会	事業提案書作成説明会の開催時期についてご教示いただきたい。	事業提案書作成説明会の詳細については入札公告時に示します。
21	実施に関する方針（本文）	7	5	第2_2_（6）事業提案書作成説明会	事業提案書作成説明会の開催内容については、令和4年4月12日公表の「入札公告及び入札説明書等」の「資料-8 事業提案書作成説明会実施要領」と同様と考えてよいか。	No. 20の回答をご参照ください。
22	実施に関する方針（本文）	7	8	第2_2_（7）第二次審査資料の受付	提案資料には、構成員及び協力企業以外であっても、提案時または事業期間中に支援・助言を受ける専門家・学識者・著名人・コンサル企業等の具体名を記載することは不可との認識でよい。	ご理解のとおりです。
23	実施に関する方針（本文）	7	23	第1_1_（10）事業費の支払い	「（参考）概算事業費 工事費：1,550億円 その他：200億円 維持管理費：14億円／年」について、今後の物価上昇分が含まれていると理解しますが、この物価上昇分は入札書提出日までの物価上昇分との認識でよろしかったでしょうか。また、入札書提出日から竣工までの物価上昇分はこの概算事業費とは別に予算措置がなされるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 10の回答をご参照ください。
24	実施に関する方針（本文）	7	23	第1_1_（10）事業費の支払い	「（参考）概算事業費 工事費：1,550億円」について、今後の物価上昇分が含まれていると理解しますが、この物価上昇分は入札書提出日までの物価上昇分との認識でよろしかったでしょうか。また、入札書提出日から竣工までの物価上昇分はこの概算事業費とは別に予算措置がなされるとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、概算事業費は、事業者が入札書を提出するための参考として示したものです。 後段については、ご理解のとおりです。
25	実施に関する方針（本文）	7	23	第1_1_（10）事業費の支払い	「（参考）概算事業費 工事費：1,550億円」について、ここで示す「工事費」は、表1. 事業費の内訳における「建設工事費」を指しているという認識でよろしいでしょうか。「施設費」など、別の内容を指している場合には定義をご提示願います。	No. 10の回答をご参照ください。

NO.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
26	実施に関する方針（本文）	10	5	第2_5_（1）_②_イ 応募者の構成	「事業者の株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまで事業者の株主を保有することとし、振興会の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保等の設定その他一切の処分を行ってはならない」とあるが、「振興会の事前の書面による承諾」はどの様な場合に承諾が得られないのか。	株式の譲渡については譲渡相手先の適性、当初の事業提案に対する履行可能性、当該構成員が担当する業務の引継計画等、本事業の継続性・安定性等を勘案し、個別具体的な事象の内容を踏まえて振興会が判断します。なお、事業期間中の株式の譲渡をあらかじめ計画している場合は、提案時点で当該方針を示すようにしてください。その場合は、譲渡段階において特段の事由がない限り、提案書に記載した株式の譲渡計画を承諾することを原則とします。事業者の株式に対する担保権の設定は、事業者の資金調達上、必要であることを認識していますので、金融機関等を締結する直接協定において判断することを予定しています。
27	実施に関する方針（本文）	10	8	第2_5_（1）_③応 募者の構成	③に代表企業が応募手続きを行うとあるが、事業開始後、他の構成員が代表企業となることは可能か。	代表企業は本事業の入札等の手続を担いますが、事業者（SPO）が設立され、事業契約締結後においては、「代表企業」としての立場や役割は定めていません。
28	実施に関する方針（本文）	10	10	第2_5_（1）_④	民間収益施設の施設整備及び運営を実施する企業は、ア～エのどの業務に携わることになるか。	民間収益施設の施設整備及び運営を実施する企業は、ア～エの業務に携わることは求めません。 別途、「付帯事業（付帯事業を提案する場合に限る。）」の類型を設けることとし、入札公告時に訂正します。
29	実施に関する方針（本文）	10	10	第2_5_（1）_④応 募者の構成	④に「応募にあたり、応募者を構成する企業それぞれが、以下のいずれかの業務に携わることを明らかにすること。」とあるが、資料一 業務要求水準書（案）「第3章. 経営管理」に記載の業務に携わる企業については明らかにしなくてよいとの理解でよいか。	応募者を構成する企業は、「実施に関する方針」第2. 5. (1) ④ア～エのいずれかの業務に携わる必要があるため、いずれにも該当しない業務のみを担う企業が応募者を構成する企業となることは認められません。ただし、第2. 5. (1) ④ア～エのいずれかを担いつつ、経営管理上の業務も兼務する場合については、第2. 5. (1) ④ア～エで求められる参加資格要件を満たしてください。 また、No.28の回答もご参照ください。
30	実施に関する方針（本文）	10	16	第2_5_（1）_④応 募者の構成	④に「業務範囲を明確にしたうえで各業務を複数の者の間で分担することは差し支えない。」とあるが、ア～エの各業務につき、複数の者が共同企業体を組成して実施することは問題ないと理解でよいか。	業務範囲を明確にしたうえで、各業務を分担することについてはご理解のとおりです。
31	実施に関する方針（本文）	10	16	第2_5_（1）_④応 募者の構成	④に「業務範囲を明確にしたうえで各業務を複数の者の間で分担することは差し支えない。」とあるが、複数の者が共同企業体を組成して業務を実施する場合、当該複数の者の業務は全く同じものになるが、問題ないと理解でよいか。	共同企業体（JV）を組成する場合で、担当する分野の明確な区分等がない場合はご理解のとおりです。
32	実施に関する方針（本文）	10	16	第2_5_（1）_④応 募者の構成	④に「業務範囲を明確にしたうえで各業務を複数の者の間で分担することは差し支えない。」とあるが、分担するにあたり、複数の者が異なる業務範囲を担当しなければならないということではなく、担当する業務を明確にさえすれば複数の者の担当業務が同じであってもよいか（すなわち同じ業務を共同して実施してもよいか）。	ご理解のとおりです。
33	実施に関する方針（本文）	10	20	第2_5_（1）_⑤応 募者の構成	⑤に「応募者を構成する企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は振興会と協議する」とあるが、具体的にはどのような場合か。	応募者を構成する企業の変更については、個別具体的な事象の内容を踏まえて振興会が判断しますが、変更理由が真にやむを得ない合理的なものであり、かつ変更後の構成が入札公告時に示す資格及び実績等の要件を満たしている限りにおいては認めることとします。また、構成員及び協力企業の変更には「脱退」も含まれます。
34	実施に関する方針（本文）	13	33	第2_5_（6）_④維 持管理企業の参加資格 要件	警備業務を再委託先企業に委託する場合、当該再委託先企業が警備業法（昭和47年法律第117号）第4条に基づく認定を有していればよいか。	警備業務を担う者は応募者を構成する構成員又は協力企業になる必要があります。なお、第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、警備業務に関する法令等を遵守し、振興会と事業者や警備業務の従事者との意思伝達に係る体制や本施設内の安全性の確保に対し十分に配慮するとともに、入札説明書等公表時に公表する事業契約書（案）に定める手続を経たうえで、警備業務の一部を再委託することは可能です。
35	実施に関する方針（本文）	14	3	第3_1. 事業者の責 任の明確化に関する事 項	本件の契約諸条件について、国土交通省HPに掲載されている「公共工事標準請負契約約款」を適用していただくことは可能か。	本事業の契約内容については、入札公告時に事業契約書（案）として示します。
36	実施に関する方針（本文）	14	28	第3_2_（1）契約保 証金の納付等	「契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、本件工事費等に相当する合計額の10分の1以上とする。」とあるが、ここでの「本件工事費等」とは、資料一「事業費の算定及び支払方法（案）」3頁、2. 事業費の内訳、表1. の「施設整備費」内の「費用の内容」のうち、どの項目が該当するのか。	「本件工事費等」は、【資料一】「事業費の算定及び支払方法（案）」第1. 2. 表1. の施設費に含まれる、解体撤去費用、設計費、建設工事費、工事監理費及びこれらの消費税等相当額の合計金額を予定していますが、詳細は入札公告時に示します。
37	実施に関する方針（本文）	23	1	第8_3_（2）質問又 は意見等の受付及び回 答の公表	令和3年11月10日公表の実施方針に関する質問及び回答、令和4年4月12日公表の入札公告に関する質問及び回答、令和5年2月3日公表の入札公告に関する質問及び回答は全て無効か。	本事業は、事業計画を見直し改めて実施方針を公表し、特定事業の選定を行って入札公告を実施するものであり、過去の質問回答の内容は本事業において有効とはなりません。
38	実施に関する方針（本文）	24	19	第8_4. 今後のスケ ジュール	施設引渡日とは竣工のことを指しますでしょうか。すなわち、引渡のち開業準備期間を経て再開場（施設引渡日と再開場日は異なる）と考えてよろしいでしょうか。	前段については、施設引渡日とは、国立劇場の整備に関する工事が完成し、完成検査を経て振興会に引き渡される日を指します。 後段については、ご理解のとおりです。
39	実施に関する方針（本文）	24	19	第8_4. 今後のスケ ジュール	第一次審査資料の受付までの期間に、現地視察会の開催して頂けないでしょうか。	現地視察会の開催は入札公告時に示します。
40	（資料-1）業務要求水準 書（案） 第1章 総 則	11	48	第1_2_（3）	講演の無い日にに関する記述があるが、無人売店や配膳ロボ、清掃ロボといった人件費削減提案は可能か。	「講演」を「公演」と読み替えて回答いたします。要求水準を満たしたうえで、事業者の提案によります。
41	（資料-1）業務要求水準 書（案） 第2章 事 業の目的及び計画条件	1	45	第1節_2_（3）展示 機能の充実と普及発信 機能の強化	展示機能及び普及発信機能はグランドロビーに配するという理解でよいか。	各機能の配置については、それぞれの要求水準を満たしたうえで、事業者の提案によります。
42	（資料-1）業務要求水準 書（案） 第2章 事 業の目的及び計画条件	2	1	第1節_2_（3）展示 機能の充実と普及発信 機能の強化	ツアーとして見学できる裏舞台とは具体的にどの部分を想定するのか。また、一部専用の動線等は必要か。	前段については、舞台、楽屋、奈落、大道具等を想定しますが、事業者の提案によります。 後段については、専用の動線は必須とはしません。
43	（資料-1）業務要求水準 書（案） 第2章 事 業の目的及び計画条件	2	37	第2節_3. 本事業に含 まれていない業務	舞台関係設備の定期点検及び保守業務も事業範囲外と考えて良いか。	ご理解のとおりです。
44	（資料-1）業務要求水準 書（案） 第2章 事 業の目的及び計画条件	2	44	第2節_3_（4）本事 業に含まれていない業 務	「舞台付きレストラン（仮称）」の内装、建築設備、舞台設備、家具、什器、備品、調理設備の整備は本事業に含まれておらず、維持管理も含まれないという理解でよろしいでしょうか。 当該施設エリア内各所から第一拠点接続まで（グリーストラップ含む。）の配管は運営事業者が別途整備することになっておりますので、グリーストラップの清掃等含め、運営事業者にて適切に管理して顶くのが望ましいと考えます。	「舞台付きレストラン（仮称）」の維持管理は本事業に含まれません。本事業における維持管理業務の対象は、【資料一】「業務要求水準書（案）」第2章. 第2節. 2をご参照ください。
45	（資料-1）業務要求水準 書（案） 第2章 事 業の目的及び計画条件	3	5	第2節_4_（1）振興 会が行う別途工事、業 務への対応	（1）に「当初から本事業の維持管理業務の対象である範囲については、振興会が別途実施する更新後も、引き続き事業者による維持管理の対象とする。」とあるが、更新前に事業者に相談があり、事業者が想定していた費用を上回る維持管理費が以降発生する可能性がある場合は、事業者の維持管理対象外とするか、増額分の費用をいただけるとの理解でよいか。	要求水準の変更及び物価変動に基づく改定以外の費用の改定は想定していません。 要求水準の変更に伴う事業費の考え方については、【資料一】「リスク分担表（案）」の13・14番をご参照ください。また、入札公告時に示す「事業契約書（案）」もご参照ください。 物価変動に基づく改定については、【資料一】「事業費の算定及び支払方法（案）」の第5の3. をご参照ください。
46	（資料-1）業務要求水準 書（案） 第2章 事 業の目的及び計画条件	3	11	第2節_5 その他	「再整備の方法については、現在の敷地において建替えにより整備するものとする。なお、要求水準を満たすものであれば整備手法（現国立劇場を利用増築、改修等）は問わない。いずれの場合も、要求水準（必須項目）を満たさない技術提案は欠格とする。」とあるが、当初改修計画から新築整備へ変更された経緯がある中で、何故このタイミングで前回までなかった増築、改修の提案を可とするのか、意図をご教示願いたい。	建替えによるすべての要求水準を満たすものであれば整備手法については問わないことを示したものであります。
47	（資料-1）業務要求水準 書（案） 第2章 事 業の目的及び計画条件	3	11	第2節_5 その他	「再整備の方法については、現在の敷地において建替えにより整備するものとする。なお、要求水準を満たすものであれば整備手法（現国立劇場を利用増築、改修等）は問わない。いずれの場合も、要求水準（必須項目）を満たさない技術提案は欠格とする。」とあるが、既存付属棟、外構擁壁・石積腰壁・水槽類等の健全性を確認したうえでの改修・再利用を検討してよいか。	建替えによるすべての要求水準を満たすものであれば整備手法については問わないことを示したものであります。 要求水準を満たすことを条件として事業者の提案によります。ただし、要求水準（必須項目）を満たさない技術提案は欠格となります。 なお、振興会においては既存施設の最新の状況は把握できていません。そのため、すべての要求水準を満たすことを前提として現国立劇場を利用増築、改修等を提案する場合には、必要となる調査及び調査結果を踏まえた対応については事業者において実施することとなります。また、それらに関するすべての費用は入札金額に計上し、必要となる調査等については、事業契約後に実施することとなります。

NO.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
48	(資料-1)業務要求水準書(案) 第2章 事業の目的及び計画条件	3	14	第2節_5. その他	「現国立劇場」とは「実施に関する方針(本文)」、17ページ(第4_1._(2)_①)に記載のある「国立劇場本館」を示すと考えてよろしいでしょうか。	事業地内に現存し、振興会が所有する建築物、工作物等の総称とお考えください。
49	(資料-1)業務要求水準書(案) 第2章 事業の目的及び計画条件	3	14	第2節_5. その他	現国立劇場を利活用する増築、改修等の判断材料として、既存施設についての調査資料があれば開示願います。	N0.47の回答をご参照ください。
50	(資料-1)業務要求水準書(案) 第2章 事業の目的及び計画条件	3	14	第2節_5. その他	既存施設の増築、改修を提案するにあたり、躯体等の健全性の確認(調査など)を提案前(できれば第一次審査資料受付前)に実施したいのですがよろしいでしょうか。	N0.47の回答をご参照ください。
51	(資料-1)業務要求水準書(案) 第2章 事業の目的及び計画条件	3	14	第2節_5. その他	「現国立劇場を利活用する増築、改修等」が認められていますが、既存建物の増築、改修等の行政手続きを行う上では、少なくとも「竣工図」「竣工検査済証」といった書類が必要となる為、「竣工図」「竣工検査済証」を提示願います。	N0.47の回答をご参照ください。
52	(資料-1)業務要求水準書(案) 第2章 事業の目的及び計画条件	3	14	第2節_5. その他	現施設の「構造計算書」「構造図」を共有願います。	N0.47の回答をご参照ください。
53	(資料-1)業務要求水準書(案) 第2章 事業の目的及び計画条件	3	14	第2節_5. その他	現施設の「前願の確認申請図書(構造計算書含む)及び確認済証」を共有願います。	N0.47の回答をご参照ください。
54	(資料-1)業務要求水準書(案) 第2章 事業の目的及び計画条件	3	14	第2節_5. その他	「現国立劇場を利活用する増築、改修等」について、既存躯体の健全性を示す耐震性と耐久性の確認(コンクリート強度、中性化進行状況、施工図との整合状況など)が必要となる為、コンクリート強度、中性化進行状況などに関する調査結果の開示や、入札迄の期間における応募者による調査を認めていただけますでしょうか。	N0.47の回答をご参照ください。
55	(資料-1)業務要求水準書(案) 第2章 事業の目的及び計画条件	3	14	第2節_5. その他	「現国立劇場を利活用する増築、改修等」について、増築や改修等の提案にあたって、既存躯体の健全性等に関する相当な調査が必要となります。入札迄に提案に必要な調査結果の確認ないしは調査の実施が出来ない場合であっても、提案後に調査によって健全性等に問題が確認された際には当該提案内容の取りやめ、もしくは変更に関する協議の実施を認めていただけますでしょうか。	N0.47の回答をご参照ください。
56	(資料-1)業務要求水準書(案) 第2章 事業の目的及び計画条件	3	14	第2節_5. その他	「現国立劇場を利活用する増築、改修等」について、増築や改修等の提案における構造、設備等の技術的な基準を明確に記載していただきたいのですが、よろしいでしょうか。	N0.47の回答をご参照ください。
57	(資料-1)業務要求水準書(案) 第2章 事業の目的及び計画条件	3	14	第2節_5. その他	「現国立劇場を利活用する増築、改修等」について、増築や改修等の提案にあたって、「国立劇場における維持管理期間」を終了した際の引渡し時における確認事項(設備や構造等の技術的基準)を具体的に示していただきたいのですが、よろしいでしょうか。	N0.47の回答をご参照ください。
58	(資料-1)業務要求水準書(案) 第2章 事業の目的及び計画条件	5	12	4節_3. 地盤状況等	必要に応じ事業者が地盤調査を行った結果、地盤対策の追加費用が生じることが判明した場合、その費用は振興会の負担となりますでしょうか。	事業者負担とお考えください。
59	(資料-1)業務要求水準書(案) 第2章 事業の目的及び計画条件	5	12	4節_3. 地盤状況等	「地盤状況等」に関して、参考資料で事業者が判断できない場合は、必要に応じて自ら地盤調査を行うこととする、とありますか、提案前に調査を行うことは可能でしょうか。	提案書提出前に調査は不可とお考えください。
60	(資料-1)業務要求水準書(案) 第2章 事業の目的及び計画条件	5	12	4節_3. 地盤状況等	必要に応じて自ら地盤調査を行う際の時期は、事業契約締結後との認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	(資料-1)業務要求水準書(案) 第2章 事業の目的及び計画条件	5	13	第4節_4 既存の建物及び既存工作物等	既存の建物及び既存工作物等について、「参考資料で事業者が判断できない場合は、必要に応じて自ら調査を行うこととする。」とあるが、落札後調査を実施し、応札時点で公表された資料では判断できなかった事象が発生した場合には、スケジュールおよび追加費用について協議できるものとの理解でよいか。	既存の建物及び既存工作物等については、【参考資料2-5-1】「既存建物・既存工作物の図面」によりますが、公表された資料では判断できなかった事象が発生し、対策に伴い施設の引渡しの延期や追加費用の発生が避けられない場合は、振興会との協議によります。
62	(資料-1)業務要求水準書(案) 第2章 事業の目的及び計画条件	5	22	第4節_6 敷地地歴	敷地地歴について、「本敷地には過去に病院が立地していたことから、特定有害物質の使用等の可能性が否定できない。」とあるが、落札後調査を実施し、応札時点で公表された資料では判断できなかった事象が発生した場合には、スケジュールおよび追加費用について協議できるものとの理解でよいか。	敷地地歴については、【参考資料2-7】「敷地地歴概要」によりますが、公表された資料では判断できなかった事象が発生し、対策に伴い施設の引渡しの延期や追加費用の発生が避けられない場合は、振興会との協議によります。
63	(資料-1)業務要求水準書(案) 第2章 事業の目的及び計画条件	5	25	第4節_7 埋蔵文化財	埋蔵文化財について、「本敷地は、周知の埋蔵文化財包蔵地の隣接地となっているが、事前調査は実施していない。」とあるが、落札後調査を実施し、応札時点で公表された資料では判断できなかった事象が発生した場合には、スケジュールおよび追加費用について協議できるものとの理解でよいか。	埋蔵文化財については、【参考資料4-6】「振興会が行った事前協議の概要」によりますが、埋蔵文化財が発見され、千代田区等との協議により埋蔵文化財調査が必要となった場合は、振興会との協議によります。
64	(資料-1)業務要求水準書(案) 第2章 事業の目的及び計画条件	5	28	第4節_8 アスベスト	アスベストについて、落札後調査を実施し、応札時点で公表された資料では判断できなかった事象が発生した場合には、スケジュールおよび追加費用について協議できるものとの理解でよいか。	アスベストについては、【参考資料2-8】「アスベスト調査報告書」によりますが、公表された資料では判断できなかった事象が発生し、対策に伴い施設の引渡しの延期や追加費用の発生が避けられない場合は、振興会との協議によります。
65	(資料-1)業務要求水準書(案) 第2章 事業の目的及び計画条件	12	42	第2節_3_(1)	「振興会が整備するローカルネットワークエリアネットワーク構築」とありますが、その整備範囲(例えは、事務管理部門など)をご教示願います。	振興会の業務(事務用)で利用するLANです。
66	(資料-1)業務要求水準書(案) 第2章 事業の目的及び計画条件	12	44	第2章_第2節_3_ 本事業に含まれない業務(4)	舞台付きレストランの内装が運営会社の負担であることから、清掃業務についても本事業には含まれないと認識で相違ないか。	「舞台付きレストラン(仮称)」の維持管理は本事業に含みません。本事業における維持管理業務の対象は、【資料-1】「業務要求水準書(案)」第2章、第2節、2をご参照ください。
67	(資料-1)業務要求水準書(案) 第3章 経営管理	1	1	第1節_4. 事業者による事業の調整に関する事項	総括代理人及び総括代理人の直属スタッフは実務経験・資格要件共に規定なしという理解でよいか。	ご理解のとおりです。
68	(資料-1)業務要求水準書(案) 第3章 経営管理	1	1	第1節_4. 事業者による事業の調整に関する事項	総括代理人及び総括代理人の直属スタッフは国立劇場現地で勤務する必要はないという理解でよいか。	【資料-1】「業務要求水準書(案)」に示す業務を満たす限りにおいて、ご理解のとおりです。
69	(資料-1)業務要求水準書(案) 第3章 経営管理	1	1	第1節_4. 事業者による事業の調整に関する事項	総括代理人及び総括代理人の直属スタッフは専属専任である必要はないという理解でよいか。	【資料-1】「業務要求水準書(案)」に示す業務を満たす限りにおいて、ご理解のとおりです。
70	(資料-1)業務要求水準書(案) 第3章 経営管理	1	25	第1節_2. 事業者に関する事項(9)	「選定された応募者の構成員」とは代表企業を含めたSPCに出資を行い、業務委託を受ける企業という認識でよろしいでしょうか。	「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針」第2.5.(1)②をご参照ください。
71	(資料-1)業務要求水準書(案) 第3章 経営管理	1	30	第1節_3 事業の実施体制に関する事項	経営管理業務を施設整備期間は建設業務を担う企業が担い、維持管理期間は、維持管理業務を担う企業が担うなど、業務期間に応じて変更することは可能でしょうか。	「実施に関する方針」第2.5.(1)④ア～エに示す業務は応募者を構成する企業(構成員又は協力企業)が実施する必要がありますが、これにSPCの経営管理業務は含まれません。しかし、SPCの経営や事業全体の総括や調整等を担うため、基本的には事業全体を把握している構成員又は協力企業が担うものと認識しています。
72	(資料-1)業務要求水準書(案) 第3章 経営管理	1	32	第1節_3_(1) 事業の実施体制に関する事項	(1)に「各業務の遂行に適した能力及び経験を有する企業が当該業務を実施していること。」とあるが、経営管理業務は構成員又は協力企業のいずれかが担うとの理解でよいか。	N0.71の回答をご参照ください。
73	(資料-1)業務要求水準書(案) 第3章 経営管理	2	35	第2節_4_(2) 契約又は覚書等の写し	「事業者又は選定企業が保険契約を締結する場合を含む」とあるが、選定企業の場合は本事業に関する保険契約との理解でよいか。	ご理解のとおりです。
74	(資料-1)業務要求水準書(案) 第3章 経営管理	3	20	第2節_7. 計算書類等(4)	「事業契約締結から当該引き渡し時点までに生じた事業費の変更等」の提出を求める記載がありますが、入札後に金額の変更が認められているという認識でよろしいでしょうか。	物価変動や要求水準の変更、基準金利の確定等により事業費の改定が想定されるため提出を求めているものです。
75	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	2	14	第2節_2 地区・施設等に配慮した施設整備方針	「公的式典の場」としての品格があるが、公的式典の具体的な内容はどのようなものか。過去の事例があれば開示して頂きたい。	これまでに行った主な公的式典としては、天皇陛下御在位記念式典、日本国際賞授賞式、東日本大震災追悼式、叙勲勲章伝達式等があります。
76	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	2	17	第2節_2_(1) 街区特性に配慮した施設整備	最高裁判所や北側及び西側の建物に配慮とは、壁面の位置や窓等の開口部等の制限のことをさすのか。	開口部その他施設全体に対する配慮とご理解ください。
77	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	2	21	第2節_2_(1)_① 皇居との関係への配慮	bの皇居からの視線とは具体的に何を示すのか。	皇居内施設から本施設が眺望されず、かつ本施設から皇居内施設が眺望されないことを念頭に、【添付資料4-2】「敷地内高さ制限図」の目線の高さを設けています。

NO.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
78	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	2	25	第2節_2_(1)_② 近隣建物への配慮	cの最高裁判所との視線交錯とは最高裁判所の窓等開口部への配慮等を示すのか。	ご理解のとおりです。
79	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	2	42	(2)_①_e国立劇場の劇場特性への配慮	将来的な改変にフレキシブルに対応できる計画とありますが、現時点で改変内容を想定できませんのでかかる費用は貴会にてご負担いただけますか。	将来的に改変を行う際の費用については、振興会が負担します。将来的な改変がしやすいような施設計画の提案を求めるものです。
80	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	3	25	第2節_3_(3) 環境保全について先導的な取組みの実現	SDGs他幾つか先導的な取組項目があるが、必須と考える内容はなにか?具体的な数字目標があるのか。また評価点としては割合が高いのか。	前段については、事業者の提案によります。 後段については、評価に関する事業者選定基準は入札公告時に示します。
81	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	4	5	第3節_1_(2)	「国立劇場の延床面積は表4-1に示す合計面積の99%以上102%以下とする」を「国立劇場の延床面積は表4-1に示す面積47,930m ² の99%以上102%以下とする」に変更していただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
82	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	4	31	第3節_1_(2)_※ 2	「国立劇場の駐車台数の確保にあたっては、地上部に設置する国立劇場のする国立劇場が専用使用する駐車場の駐車台数を算入できるものとする。」とあるが、地下部分の駐車台数を減らし、地上部分でできるだけ多くの駐車台数を設ける計画とした場合、「添付資料4-1-2 駐車場施設の台数」に記載された「駐車台数の内、地上部分に設置できる駐車台数は、第5節 施設計画(建築・設備・音響)、1. 建築性能、(10) 駐車場に記載された(a)~(d)以外にも設置可能と考えて良いか。	駐車場については、要求水準を踏まえたうえでご提案ください。
83	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	4	31	第3節_1_(2)_※ 2	「国立劇場の駐車台数の確保にあたっては、地上部に設置する国立劇場のする国立劇場が専用使用する駐車場の駐車台数を算入できるものとする。」とあるが、地下部分の駐車台数を減らし、地上部分でできるだけ多くの駐車台数を設ける計画とした場合、「表4-1 国立劇場の規模」に記載された地下駐車場面積より減ることになると思われるが、この場合でも、「表4-1に示す合計面積の99%以上102%以下とする」が適用されるのか。	適用されます。駐車場については、要求水準を踏まえたうえでご提案ください。
84	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	4	37	第3節_1_(4)	「国立劇場の駐車台数は、【添付資料4-1-2】「駐車場施設の台数」に記載された台数以上とする。」とあり、東京都駐車場条例による附置義務台数の緩和として、台数が示されているが、民間収益施設を複合施設とした場合の算定台数は東京都駐車場条例による附置義務台数の緩和は無いものとして、計算をするのか。具体的な計算方法をご教示願いたい。	民間収益施設に係る必要な駐車台数は、東京都駐車場条例による附置義務台数の算定によることを想定していますが、詳細は東京都との協議によります。
85	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	4	40	第3節_1_(6) 施設の構成及び規模に係る条件	屋外駐輪スペースに屋根は必要か。	事業者の提案によります。
86	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	5	36	第3節_7 埋蔵文化財	「内堀通りから本敷地への車両出入口を設置する。この出入口は、国立劇場への大型車両(大型バス、劇場資材等の搬入、将来の設備機器等の更新・メンテナンスなど)の出入口を兼ねるものとする。また、区道169号から本敷地への車両出入口も設置する。」とあるが、現在の既存の貫通通路を利用してもよいのか。	事業者の提案によります。
87	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	5	46	第3節_4 建築物の高さ条件	敷地内の建物高さの条件に関して、屋上設置の設備機器又その自隠し壁は高さの制限から除外できると考えてよいか。	他の要求水準を満足する範囲において、敷地内高さの制限を適用しないものとします。
88	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	5	46	第3節_4 建築物の高さ条件	塔屋に関して「不特定多数の者が使用しない」のであれば規模によらないと考えてよいか。	敷地内の建築物高さは、【添付資料4-2】「敷地内高さ制限図」に示す高さを超えないものとし、建築物の高さ制限の対象とならない部位は『不特定多数の者が使用しない塔屋、工作物、メンテナンス用タラップ手摺、工作物の指定を受けない煙突等』です。なお、『不特定多数の者が使用しない塔屋』とは、屋上に設けることが必要な昇降機塔や階段室等を想定しています。そのため、設備機械室は不可とします。
89	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	6	4	第3節_5 施工計画の条件_(3)	施工時間について、夜間、土・日曜日、祝日に工事を行おうとする場合は振興会と事前に協議するとあるが、4週8休(4週8休ではない)で工事を計画するということか。	【添付資料4-16】「建設工事に関する留意事項」b.施工時間に記載のとおり、『行政機関の休日に関する法律』(昭和63年法律第191号)に定める行政機関の休日に工事の施工を行わない。休日に工事を行う場合は、振興会と事前に協議する。』こととしています。
90	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	6	10	3節_5. 施工計画の条件(6)	仮設工事計画の立案にあたり、首都高速道路株式会社との提案までの事前相談は可能でしょうか。不可の場合、条件等は想定でよろしいでしょうか。	前段については、提案までの事前相談はご遠慮ください。 後段については、【参考資料2-2】「首都高地下道路の位置図他関連資料」に基づき提案してください。
91	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	6	13	5_(7)施工計画の条件	工事場所における夜間及び休日の警備仕様に関しては必ずしも人的警備ではなく機械的な警備でも宜しいでしょうか。	事業者の提案によります。
92	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	6	27	3節_6. 解体撤去工事の条件(2)	「移植する既存樹木のリスト」とありますが、施設計画上や工事計画上、支障が無ければ、移植せずにそのまま原位置に残すことも可能でしょうか。	可能であり、事業者の提案によります。
93	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	6	29	3節_6. 解体撤去工事の条件(3)	既存杭等の処理については、事業者の提案による、とあるが、既存の地下躯体等は残置できるものとの認識でよろしいでしょうか。	既存杭等の処理について、既存杭のほか、既存地下躯体、山留め壁等は含まれますが、総体として、地盤の健全性・安全性を維持するために存置するものであることが必要です。
94	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	7	3	第3節_8_(5)	「冷媒の回収・破壊にあたっては、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)」に基づいて行う。」とありますが、解体工事において見積りに見込むべき有害物質がありましたら、ご教示頂たい。	NO.95的回答をご参照ください。
95	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	7	3	第3節_8_(5)	「(冷媒の回収・破壊にあたっては、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)」に基づいて行う。」とありますが、各有害物質の指示数量がありましたら、ご教示頂たい。	フロン回収参考数量は以下となります。 R22: 260kg、R407C: 240kg、R410A: 130kg、R32: 3.1kg、R123: 655kg
96	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	8	18	第4節_1_(2)_b. 景観性に関する性能【技術的事項】	隼町換気所の修景工事について、事業者は協議や設計業務、工事に協力するがあるが、具体的にどのような協力を行うのか。	隼町換気所の修景工事については、首都高速道路株式会社が発注する設計及び工事の各段階において、国立劇場の修景としての確認等を予定しています。
97	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	8	35	第4節_2_(1)_b.	「建築物環境総合性能評価システム(CASBEE)による評価を行い、建築物の環境性能効率が高いランクとなるよう努める。また、第三者機関による評価結果を確認できるものとする。」とあるが、想定している評価ランクをご教示願いたい。	要求水準を踏まえたうえで、事業者の提案によります。
98	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	8	35	第4節_2_(1)_b. 環境負荷低減性に関する性能【技術的事項】	CASBEEのランクは具体的にどのランクを目標とすべきか。また評価点としての割合は高いのか示してほしい。	前段については、要求水準書を踏まえたうえで、事業者の提案によります。 後段については、評価に関する事業者選定基準は入札公告時に示します。
99	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	10	22	第4節_3. 安全性に関する性能	民間収益施設が劇場等の施設を有さない場合、「3_安全性に関する性能」を満たす必要はなく、建築基準法に従うと考えてよいか。	合築建物を提案する場合は、国立劇場と一体的、総合的に評価します。また、独立建物を提案する場合は、国立劇場側の安全性に関する性能に影響を及ぼさない限りにおいてはご理解のとおりです。
100	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	10	36	第4節_3_(1)_③_a.	「振興会が準備する2,800人(観客及び職員)分の食料、水、非常用簡易トイレ、アルミプランケット等の物資及び救助用資機材を備蓄倉庫に保管する。」とあるが、備蓄倉庫の容量は2,800人/日分との理解でよいか。	2,800人の3日分を想定しています。
101	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	10	36	第4節_3_(1) 防災性に関する性能	「2,800人(観客及び職員)分の食料、水、…保管する。」とあるが、物資及び救助用資機材の調達・更新費用は事業範囲外という理解でよいか。	ご理解のとおりです。
102	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	10	36	第4節_3_(1) 防災性に関する性能	「2,800人(観客及び職員)分の食料、水、…保管する。」とありますが、管理は不要という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
103	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	10	37	3_(1)_③_a. 基本的性能	備蓄倉庫は、事務エリアの備蓄倉庫Aと劇場エリアの備蓄倉庫B両方に該当しているという認識で間違いないでしょうか。	備蓄倉庫には、【添付資料4-5-9】「事務管理各室性能表」の「Y-14 備蓄倉庫A」及び「Y-15 備蓄倉庫B」が該当します。
104	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	11	20	第4節_3_(1)_②_a_(b)極めて稀に発生する地震動: レベル2	採用すべき極めて稀に発生する地震動(サイト波)のデジタルデータを提供していただけないか。	公表資料のほかには資料はありません。要求水準及び必要に応じて事業者自ら行う本敷地内の地盤調査結果から、事業者で作成してください。
105	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	11	38	第4節_3_(1)_②_c_(a) 制振・耐震構造の場合	60m未満の場合で、構造種別(耐震・制震・免震)によらず、大臣認定の取得は必要か。	60m未満の場合で、構造種別(耐震・制震・免震)によらず、大臣認定の取得は必要となります。

NO.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
106	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	11	41	第4節_3_(1)_②_c_(a)_⑴	「構造計算については、大臣認定を取得する。」とあります。これは計画建物高さが60mを超える超高層建物の場合に限ると考えてよろしいでしょうか。また、超高層建物に当たらない場合、時刻歴応答計算は不要とし、構造体の耐震安全性分類は添付資料4-4を参照してⅡ類と考えてよろしいでしょうか。	前段については、No.105の回答をご参考ください。 後段については、国立劇場の構造計算は、【資料-1】「業務要求水準書(案)」第4章.第4節.3.(1)によります。これを満足する範囲において、民間収益施設については事業者の提案によります。
107	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	12	8	第4節_3_(1)_②_c_耐震性能の目標	制振構造の場合、制振部材を考慮したときのレベル2の層間変形角の規定は、「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説_公共建築協会」のⅡ類の準拠し1.25倍として、1/125rad程度としてよいか。	制振構造とした場合の層間変形角について、1/125程度とすることは可能です。なお、【資料-1】「業務要求水準書(案)」第1章.第2節.により、事業者が提案した事業計画が要求水準を上回るものについては、要求水準の一部として扱います。
108	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	12	24	第4節_3_(1)_②_c_(b) 免震構造の場合	60m未満の場合で、構造種別(耐震・制震・免震)によらず、大臣認定の取得は必要か	No.105の回答をご参考ください。
109	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	13	31	第4節_3_(1) 防災性に関する性能	「重要機器に対して」と記載がございますが、重要機器とは何を指しますでしょうか。	関係法令等に定めのある機器類、中央監視装置、監視カメラ、通信機器、給水ポンプ、排水ポンプ及び【添付資料4-5】「各室性能表」に記載の事業継続に必要な機器を示します。
110	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	14	44	第4節_3_(1)_⑥_a_構造体	過去のデータ等と用いて適切に風圧力の設定ができる場合はシミュレーションを用いて計画することでよいか。	関係法令等により適切に対応してください。
111	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	16	37	第4節_3_(3) 防犯性に関する性能	「動線を明確に区分する」と記載がございますが、演者動線と舞台スタッフ動線の一部交錯や共用等は許容されるのでしょうか。	その他の要求水準を踏まえたうえで、出演者動線と舞台スタッフ動線が一部交錯、共用することは許容します。
112	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	18	9	第4節_5_(1) 耐用性に関する性能	「構造体について、100年間大規模な修繕を行わずに使用できるもの」については竣工時から100年という認識でよろしいでしょうか。また、改修工事の場合も改修工事竣工時より100年間という認識でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
113	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	18	35	第4節_5_(1)_②_a_(d) 間仕切壁及び天井	避難安全検証法を使用する場合は、間仕切り等を変更する都度、事業者が安全検証を行うとあるが、大臣認定を取り直すことになった場合の費用は誰が負担するのか。	避難安全検証法を使用する場合において、大臣認定を取り直すことになった場合の費用負担について、間仕切等の変更が本事業に付随するものであれば事業者の負担となります。振興会が行う間仕切等の変更による場合は振興会の負担となります。
114	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	18	35	第4節_5_(1)_②_a_(d) 間仕切壁及び天井	事業者の責によらない事業期間中の間仕切等の変更について、安全検証等にかかる費用の負担は起因者によるものか。	間仕切等の変更が本事業に付随するものであれば事業者の負担となります。振興会が行う間仕切等の変更による場合は振興会の負担となります。
115	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	22	18	第5節_1_(6)_①_g_(f) 建具関係	保守管理に利用する屋上出入口等は二重扉としないことでよいか。	事業者の提案によります。
116	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	22	18	第5節_1_(6)_①_g_(f) 建具関係	屋上出入口には風除室は設置しなくてよいか。	事業者の提案によります。
117	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	23	8	第5節_1_(6)_④_a. 窓	視線等に対する配慮が必要な場合は適切な処置を講じることとあるが、具体的にどのような配慮が必要か。	事業者の提案によります。
118	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	23	47	(8) 施設看板	「設置位置や方法について考慮すること」とあるのは、襲名披露の際の幟で館名サイン等が隠れてしまわないように考慮するという理解でよろしいか。	十分な本数を設置できるようにするとともに、来場者を迎えるにふさわしい華やかさを持ったアプローチとなるように計画してください。
119	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	24	7	第5節_1_(9)_①_d. サイン	「多言語化」とあるが、例えば英語・中国語など必須の言語は何か。具体的な言語の種類と数を示してほしい。	英語の併記は必須とし、その他の言語については「観光立国実現に向けた多言語対応の強化・改善のためのガイドライン(平成26年3月、観光庁)」を参考に、協議により決定することとします。
120	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	24	19	第5節_1_(9)_②_d. サイン	既存の誘導サインを差し替えるという認識で良いか。	『誘導サインについて、新たなデザインを提案する。』こととしていますが、半蔵門駅及び永田町駅からの誘導サインの作成及び設置は本事業の対象外です。なお、既存のサインの差替えを想定していますが、詳細は設計段階において協議することとします。
121	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	24	32	第5節_1_(9)_③_e. 総合案内版	「触知図等の装置」とは、音声により情報を認知させる装置ということで良いか。	ご理解のとおりです。視覚障害者の利便性に考慮し、事業者の提案によります。
122	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	24	39	第5節_1_(9)_④_f. プロア案内板	使用用途変更や模様替えは振興会にて実施という理解でよいか。	ご理解のとおりです。
123	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	24	51	第5節_1_(9)_⑥_d. その他のサイン	マルチサインを用いて表示することが可能な設備とは具体的にどのようなものか。	公演のポスターや短い映像の表示、館内の飲食案内や展示の案内、館内地図とタッチパネル操作による多言語対応した情報表示等を想定していますが、事業者の提案によります。
124	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	25	12	(10) 駐車場	大型バス駐車スペースにつき、前回公告では通常時は他用途での使用も可能なスペースとするとの記載があったが、今回も同様に考えてよろしいか。	大型バス駐車スペースは専用で計画してください。
125	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	25	43	第5節_1_(10)_②公用車庫	公用車とは振興会の理事長用という認識で良いか。	ご理解のとおりです。
126	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	26	7	第5節_1_(11) 駐輪場	サイクルポートの修繕についても事業範囲外という理解でよいか。	ご理解のとおりです。
127	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	28	23	第5節_2_(1)_⑪_共通事項	機器及びシステムの技術変化動向を確認し、導入仕様の決定前に振興会と十分協議のうえ決定するとございますが、仮に、入札段階では想定し得なかった高水準の仕様に決定し、維持管理費に変更が生じる場合は、維持管理費を含めた導入仕様の協議を行い、決定いただけるという理解でよろしいでしょうか。	機器及びシステムは、導入時点で高水準になるように計画してください。なお要求水準を変更する場合、維持管理費用を含め事業者と振興会で協議を行い決定します。要求水準の変更は、入札公告時に示す「事業契約書(案)」に基づいて行います。
128	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	32	36	第5節_2_(2)_⑤_発電設備	燃料の補充の考え方について、下記の認識でよいか。 ①発電設備の保守点検で運転したことにより燃料が減った分の補充：事業者負担 ②災害等緊急時に発電設備を運転した場合の燃料が減った分の補充：振興会	ご理解のとおりです。
129	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	32	51	第5節_2_(2)_⑧_k. 構内情報通信網設備	中継車の具体的な台数としては何台か。	テレビ中継車は6台を想定してください。
130	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	33	6	第5節_2_(2)_⑨構内交換設備	クラウド型PBXは振興会で別途契約ということは、維持管理業務の対象外と考えてよいか。	ご理解のとおりです。
131	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	33	27	第5_2_(2)_⑩_f. 携帯電話設備	通信抑止装置は建物完成後に発売される携帯電話等の新機種にも対応できるようになります。現状想定できるものは見込みが、明らかに見込みが困難なものは変更増減の対象という認識で良いか。	携帯電話等の新機種への対応については、完成・引渡し時の直近で判断することになりますが、業務計画書等において対応機種等について、協議・確認し対応願います。完成・引渡し後の対策については、振興会が別途対応します。
132	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	33	44	第5節_2_(2)_⑪_b. マルチデザイン(デジタルサイネージ等)	個々の具体的な設置数について、「～以上」とあるが、見込む時点では「2以上」であれば「2」を見込み、増減があった場合に、協議という認識で良いか。	要求水準に定める数量は最低限の数量を示すもので、来場者の利便性を考慮し提案してください。
133	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	35	51	e_(g) 監視カメラ設備	「専用アプリケーション」と漠然とした表現ですので、具体的な仕様をお示しいただけますか。	事業者の提案によります。
134	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	36	47	第5_2_(2)_⑫_駐車場管制設備	駐車場管制機器の所有権は、BT0方式に基づき事業終了時に振興会へ移転されるのか。	本事業のBT0方式は、民間事業者が施設等を建設し、施設完成直後に振興会に所有権を移転し、民間事業者が維持管理を行う事業方式です。したがって、ご質問のような事態は想定されません。
135	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	36	47	第5_2_(2)_⑫_駐車場管制設備	駐車場管制機器の設置について、リース契約を前提とし、事業期間終了時に撤去する提案は認められるのか。	BT0方式であるため、リース契約を含め、認められません。
136	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	36	49	⑪_a_駐車場管制設備	警報表示とは、⑪_駐車場管制設備のb. に記載の出庫時における歩行者への警報表示機能のことと間違はないでしょうか。	警報表示については、【資料-1】「業務要求水準書(案)」第4章.第5節.2.(2)⑪_b. のほか、要求水準を踏まえたうえで、事業者の提案によります。
137	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	37	2	第5節_2_(2)_⑪_e. 駐車場管制設備	駐車場管制設備について、ナンバー読み取り機能など見込むのか否かなどで、金額に大きな開きが生じる。見込むにあたって詳細仕様を示していただけないか。	事業者の提案によります。

NO.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
138	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	37	13	⑩_d防犯・入退室管理設備	スピーカーは、4-89①防災センターa.記載の拡声設備であるという理解で宜しいでしょうか。	ご質問の趣旨が不明ですが、防犯・入退室管理設備については、要求水準を踏まえたうえで、事業者の提案により適切に計画してください。
139	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	37	17	(2)_⑩_f防犯・入退室管理設備	人数カウントシステム=ピープルカウンターという認識で間違いはないでしょうか。また、人数カウントシステムは、入退室管理システムと連携させる必要性はありますか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、事業者の提案によります。
140	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	37	39	⑩_j_(a)防犯・入退室管理設備	電子錠と電気錠は同じ定義の認識で間違いはないでしょうか。	「電子錠」は「電気錠」とし、要求水準を訂正します。
141	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	38	6	18_k_(g)防犯・入退室管理設備	既設の定義は今あるものとして理解しております。仕様と写真を開示下さい。	「既設」を削除し、要求水準を訂正します。
142	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	39	52	第2_5_(6)_①_c	車いすに関する配慮が多くみられるが、自動走行の車いすなども提案可能か	質問箇所と質問の趣旨が不明ですが、『障害者、高齢者、子供連れ、外国人など来場するすべての方が安全で快適に利用できる高水準のユニバーサルデザイン』を導入することを求めており、他の要求水準を踏まえたうえで、事業者の提案によります。
143	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	40	19	第5節_2_(2)_②_a. 警察テレビ設備	テレビ中継車の駐車位置とはbで記載しているものと同じものか。	ご理解のとおりです。なお、【資料-1】「業務要求水準書(案)」第4章、第5節、2.(2)②a.の「テレビ中継車」を「警視庁テレビ中継車」に訂正します。
144	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	42	11	第5節_2_(3)_②_w. 空気調和設備	室内温湿度条件の相対湿度数値について、上下限値の制限はないとの考えですか。	ご理解のとおりです。
145	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	42	11	第5節_2_(3)_②_w. 空気調和設備	室内温湿度条件の対象室について、民間収益施設については事業者の提案によるものと考えてよいか。	ご理解のとおりです。
146	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	42	11	第5節_2_(3)_②_w. 空気調和設備	室内温湿度条件の対象室について、添付4-5各室性能に空調設備対象外となる室については各室性能条件を優先し、空調設備設置不要との考えでよいか。	ご理解のとおりです。なお、省エネルギー性能向上や空調システム構築により必要となる場合は、事業者の提案によります。
147	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	44	29	第5節_2_(3)_④ 排煙設備	排煙設備について、避難安全検証等により排煙設備を無くす提案は可能か。	要求水準を踏まえたうえで、事業者の提案によります。
148	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	46	29	第5節_2_(3)_⑩_d. 消火設備	スプリンクラー放水時を想定し、放出水が他に影響をおよぼさないように排水できる仕組みとするとあるが、放出量が多くなる大部屋を対象とし排水目皿を設置するとの考えでよいか。	要求水準を踏まえたうえで、事業者の提案によります。
149	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	45	39	第5_2_(3)_⑦_e. 給水設備	備蓄水として上水30m ³ 以上、トイレの洗浄水等に利用する雑用水50m ³ 以上を確保とあるが、それぞれ上水30m ³ 、雑用水50m ³ を見込み、それを超える部分は変更増減の対象という認識でよいか。	要求水準に定める水量は災害等発生時に最低限確保されている水量を示すものであり、整備する各水槽の容量については事業者の提案によります。
150	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	46	46	第5_2_(3)_⑩_g. 消火設備	不活性ガス消火設備に関して、消防剤噴霧時に特段の配慮が必要な収蔵物があれば条件等について具体的に示していただけないか。	不活性ガス消火設備に関して、消防剤噴霧時に特段の配慮が必要な収蔵物は想定していませんが、機器及び収納物に影響を与えないものとしてください。
151	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	46	57	第5節_2_(3)_⑪_a. 排水再利用設備	雑排水、厨房排水等を処理できるものの採用について検討を行う。また汚水の排水処理設備の採用についても検討を行うとあるが、排水再利用設備の設置は必須でないとの考えでよいか。	51行目「建物内に設置する排水再利用設備として、雑排水を処理できるものの採用について検討を行う。」に対するご質問として回答いたします。事業者の提案によります。
152	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	48	19	第6節_2_(3)_⑯_n._(h)	「急病人を乗せたストレッチャーの搬送が可能なエレベーターを適切に計画する。」とあるが、具体的に設けるべき基準を明示いただきたい。	来場者等、出演者、稽古場利用者、研修関係者、振興会関係者等が立ち入れる場所を基本としますが（寸のこ、シーリング等を除く。）、事業者の提案によります。
153	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	48	19	第6節_2_(3)_⑯_n._(h)	「急病人を乗せたストレッチャーの搬送が可能なエレベーターを適切に計画する。」とあるが、具体的なごサイズ等の仕様をご教示いただきたい。	要求水準を踏まえたうえで、事業者の提案によります。
154	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	48	19	第6節_2_(3)_⑯_n._(h)	「急病人を乗せたストレッチャーの搬送が可能なエレベーターを適切に計画する。」とあるが、劇場の搬入用エレベーターの利用も想定しても良いか。	関係法令及び要求水準を踏まえたうえで、事業者の提案によります。
155	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	49	19	第5節_3_(2)_①_a. 遮音計画	「a.工事等に先立ち、敷地における騒音・振動測定を行ない、施設の遮音計画の検討を行う。」とあるが、測定者・測定時期・方法等により、測定結果に大きなバラツキが生じる可能性があるものと思われる。バラツキが生じないような、具体的な測定条件を示してもらえないか。 (曜日・時間帯・天候の指定、測定するヘリコプターの機種・飛行高度の設定など) また、ヘリコプター以外の航空機、街宣車、落雷など、遮音計画の対象となる騒音・振動源があいまいとなっている。具体的な対象項目と除外項目を明確化してもらえないか。	騒音・振動測定における具体的な条件設定は、事業契約後、計画段階において振興会と協議のうえ決定するものです。
156	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	49	19	第5節_3_(2)_①_a. 遮音計画	「a.工事等に先立ち、敷地における騒音・振動測定を行ない、施設の遮音計画の検討を行う。」とあるが、(特に、高速道路・地下鉄の騒音・振動測定にあたり、)既存建物地下部分に、一定の期間(データの時間・曜日・繁閑期、地下鉄レールのメンテナンス状況その他による騒音・振動の変動をもれなく測定するための期間)、測定のために立ち入ることが可能と考えてよいか。	事業契約後は立入り可能です。
157	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	49	21	第5節_3_(2)_①_b.	「敷地周辺の高速道路、地下鉄等の交通機関、ヘリコプター、緊急車両のサイレン等による騒音・振動については、敷地における騒音・振動の測定資料をもとに、それらの影響がないように十分に配慮する。」とあるが、測定資料があれば、ご提示頂きたい。	敷地における騒音・振動の測定は、事業契約後に事業者が実施するものです。
158	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	49	21	第5節_2_(2)_④_e	中央監視装置等及び重要機器については、停電時保障用の交流無停電電源装置(UPS)等を設置する、とありますか。交流無停電電源装置(UPS)等が必要な重要機器について具体的にご教授ください。	NO.109的回答をご参照ください。
159	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	50	16	第5_2_(2)_⑧	LAN対象においては、ケーブル敷設やラックなど施工領域かと認識しておりますが、機器やNW設計などは対象外の認識で合っておりませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
160	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	50	31	第5節_3_(4)_①_b. 試奏による試験確認	「数値上の音響検査測定完了後、実際の演奏で聴感的な確認を行い、当初目標とした性能がえられているか確認を行う。」とあるが、目標の設定、評価の方法についてのお考えをお示し頂きたい。	主に邦楽器を舞台上で演奏し、楽器独特のオクターブバンドによる音色や響きなどが、客席等において本来の楽器の音として聞こえることを目標とし、実演家や振興会職員など複数人で評価することを想定しています。
161	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	51	1	第6節_1. 各劇場共通事項	舞台関係設備の範囲についてご教示いただきたい。要求水準書(案)第4章 施設整備_第6節. 劇場(大劇場、小劇場、演芸場)の施設計画(建築・設備)_1. 各劇場共通事項_(1)舞台機構設備～(4)舞台進行設備に該当するものは全て舞台関連設備として考えて良いか。	「舞台関係設備」は、【資料-1】「業務要求水準書(案)」に該当の記載がありません。「舞台関連設備」は、同資料第4章、第6節、(1)～(9)に記載のある設備とお考えください。
162	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	51	11	第5節_2_(2)_⑩_a	携帯電話会社(移動体通信事業者)の全キャリア、全機種が国立劇場内で十分受信可能な状況となるよう配慮する、とありますが、対象とするキャリアを具体的にご教授ください。	現時点での携帯電話事業者(移動体通信事業者)は4社と認識しています。
163	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	51	11	第5節_2_(2)_⑩_a	携帯電話会社(移動体通信事業者)の全キャリア、全機種が国立劇場内で十分受信可能な状況となるよう配慮する、とありますが、携帯不感知設備を設置するという理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案によります。
164	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	51	51	第5_2_(2)_⑪_d	デジタルサイネージのコンテンツの更新方法には、以下のどちらのパターンを想定されているか。 CMS完結型： CMS内の専用ツールやテンプレートを使ってコンテンツ自体を作成する。 Webブラウザ型： 既存のWebページや、別途作成したHTMLコンテンツを表示させる。	要求水準を踏まえたうえで、事業者の提案によります。なお、「LANを用いる場合には、別途、振興会が整備するLANとは別のネットワークとする」こととしています。
165	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	52	3	第4_2_(2)_⑪_f	サイネージに投影する「操作制御装置等」はクラウド型のCMSでの提供を想定して問題ないか。その場合、「コンテンツを入力できる装置を、営業部、制作部、伝統芸能情報センター、各劇場事務室等に必要な数を設置する」のではなく、振興会様のPCからログインいただき、CMSの操作をいただくことになります	NO.164的回答をご参照ください。
166	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	53	25	第5_2_(2)_⑩_d_(f)	監視カメラはPTZ機能を使うことによって死角が補完できれば問題ないか。	要求水準を踏まえたうえで、事業者の提案によりますが、同時に多くの死角が生じないようにご提案ください。賓客も訪れる施設として警備上の支障がないように適切に計画してください。
167	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	53	35	第6節_1_(2)_①_c. 舞台照明設備全般	「導入時において最新の機器等を選定し」とあるが、入札時の最新機器を想定する一方で、技術革新等で変わるのは変更増減の対象という認識でよい。	NO.127的回答をご参照ください。

NO.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
168	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	54	4	第5_2_(2)_⑯_e_(i)	録画機能における異常検知は、何を指すか。監視カメラ本体の動体検知、置き去り検知、持ち去り検知、いたずら検知、通過検知機能との違い。	事業者の提案によります。たとえば、AIの活用により、異常な行動(喧嘩、転倒、不審な動き等)を検知するものを指し、監視カメラ本体の各検知機能とは重複しないものです。
169	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	55	17	第5_2_(2)_⑯_f	人数カウントシステムの管理は、入退室管理設備の管理画面とは別で行う想定で問題ないか。	要求水準を踏まえたうえで、事業者の提案によります。
170	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	55	21	第5_2_(2)_⑯_h_(a)	入退室管理は、生体認証機能などを備えたマルチリーダーの導入は指定されている一部の箇所だけで充分か。	事業者の提案によります。
171	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	56	39	(4)_d_舞台進行設備	公演監視カメラの詳細に関して、全添付資料に該当する公演監視カメラとITVカメラの設置分類は、文頭にITVと記載の無い舞台進行車・舞台機構操作盤が公演監視カメラの設置に該当するという認識で間違いはないでしょうか。	公演監視カメラの設置については、【資料-1】「業務要求水準書(案)」第4章、第6節、1.(4).②.b、【添付資料4-10-7】「大劇場 公演監視カメラ・ITVカメラ系統マトリクス図」、【添付資料4-11-7】「小劇場 公演監視カメラ・ITVカメラ系統マトリクス図」及び【添付資料4-12-6】「演芸場 公演監視カメラ・ITVカメラ系統マトリクス図」をご参照ください。
172	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	57	40	第6節_1_(5)_①_f.	「 トラックヤードから舞台への搬入ルート上に位置する扉は、開放状態を保持できるものとする」とあるが、 トラックヤードが屋外の場合は、開放状態を保持(非常時以外は開放)できなくてよいか。	搬入口を屋外に計画する場合でも、 トラックヤードから舞台への搬入ルート上に位置する扉は常開、常閉に関わらず、搬入時に開放状態を保持できるように計画してください。
173	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	57	40	第6節_1_(5)_①_f.	「 トラックヤードから舞台への搬入ルート上に位置する扉は、開放状態を保持できるものとする」とあるが、 トラックヤードが奈落にある場合、舞台までのすべての扉が、開放状態を保持する(非常時以外は開放)ということですか。	搬入口を奈落レベルに計画する場合でも、 トラックヤードから舞台への搬入ルート上に位置する扉は常開、常閉に関わらず、搬入時に開放状態を保持できるように計画してください。
174	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	58	1	第6節_1_(5)_②_a.	「 大劇場搬入口は最大積載量11tのトラック・ウイング車が1台以上寄り付けることとする。」とあるが、想定している車種、サイズがあればご教示願いたい。	具体的に想定している車種等はありません。
175	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	58	3	第6節_1_(5)_②_b.	「 小劇場搬入口は最大積載量11tのトラック・ウイング車が1台以上寄り付けることとする。」とあるが、想定している車種、サイズがあればご教示願いたい。	NO.174的回答をご参照ください。
176	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	61	10	第5節_2_(3)_②_x	サーバー室の空調は、第4章、第4節に示す室内環境性のうち、熱環境性能について下表の温湿度条件を目標値とする、とありますか、想定のサーバー容量をご教授ください。	【添付資料4-7-9】「事務管理各室の性能特記事項」『X-6』のサーバー用電源盤容量をご参照ください。
177	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	62	31	第6節_2_(1)_④_b_(a)	(大劇場) 舞台の吊り物について、「適切な吊り荷重とする。」とありますが、想定される具体的な数値や配置等の案があればご教示ください。	【添付資料4-10-4】「大劇場 舞台吊物表・仕様表」をご参照ください。
178	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	66	28	第6節_2_(2)_③_a.	「早変わり等の演出で使用する、舞台からホワイエ等を通過して舞台と同一レベルで揚幕室に至る動線を確保する。」とあるが、舞台と揚幕室との動線の間に階段やスロープなどがあっても良いか。	事業者の提案によりますが、段差やスロープがない方が望ましいです。
179	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	66	39	第6節_2_(3)_①_a_(d)	「車椅子席は、「東京都福祉のまちづくり条例」の努力基準を満たしたうえで、複数の階及び各階で異なる位置に設置する。」とあるが、車椅子席の数は、今年改正され、来年1月1日から施行される東京都福祉のまちづくり条例施行規則に則り、劇場の客席に係るバリアフリー基準の見直しによる車椅子席を算出(座席数の0.5%以上)することですか。	『車椅子席の席数は、「東京都福祉のまちづくり条例」を満たしたうえで、複数の階及び各階で異なる位置に設置する。』に要求水準を訂正します。
180	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	67	14	第6節_2_(3)_①_a_(j)_ウ	「ホワイエから段差無く貴賓席まで移動できる通路」とあるが、階段も設けるのは不可だが、スロープで移動可能であれば許容されるということか。	要求水準を踏まえたうえで、事業者の提案によります。
181	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	67	34	第5節_3_(2)_②_a	大劇場及び小劇場内の静けさは運用状態でNC-20以下、演芸場はNC-25以下とするが、外部からの音の侵入については、それぞれ1ランク上位の数値を基準とする、とありますか、外部からの音の侵入は、屋外からの音の侵入という理解でよろしいでしょうか。	屋外からの音の侵入だけでなく、併設する他の施設を含む当該劇場の外側からの音の侵入を意味します。
182	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	70	5	第6節_3_(1)_④_b_(a)	(小劇場) 舞台の吊り物について、「適切な吊り荷重とする。」とありますが、想定される具体的な数値や配置等の案があればご教示ください。	【添付資料4-11-4】「小劇場 舞台吊物表・仕様表」をご参照ください。
183	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	75	37	第6節_4_(1)_③_b_(a)	(演芸場) 舞台の吊り物について、「適切な吊り荷重とする。」とありますが、想定される具体的な数値や配置等の案があればご教示ください。	【添付資料4-12-3】「演芸場 舞台吊物表・仕様表」をご参照ください。
184	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	76	19	第4_1_(6)_①_c	インカムは、有線のほかにワイヤレスインカムシステムと併用して運用できるものとする。と記載があるが全て無線でのインカムシステムの提供でも問題ないでしょか?	原文のとおりとします。
185	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	76	49	第6_1_(8)_①_3	舞台進行に係る映像配信において、エンコーダー(H.265等)を経由することによる映像遅延(レイテンシ)を具体的に何ミリ秒以内と想定しているか明らかにされたい。特にインカム等の音声と映像の同期が舞台進行の「きっかけ」に及ぼす影響を考慮し、遅延を最小化するための技術的対策や目標値の有無について回答されたい。	公演を安全かつ円滑に進行していくうえで必要な数値として10msec以下を目標としています。また、該当するカメラについては舞台進行車とダイレクト接続とすることとし、【添付資料4-10-7】「大劇場 公演監視カメラ・ITVカメラ系統マトリクス図」、【添付資料4-11-7】「小劇場 公演監視カメラ・ITVカメラ系統マトリクス図」及び【添付資料4-12-6】「演芸場 公演監視カメラ・ITVカメラ系統マトリクス図」を訂正します。
186	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	77	30	第6節_4_(3)_①_a_(b)_演芸場客席	客席は演芸場の空間に調和する特注品であるが、寸法や材質によって大きく異なる。具体的な同等品を示していただけないか。	演芸場の空間は事業者の提案によるものであり、客席もその要素となりますので同等品を示すことはできません。
187	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	77	30	第6節_4_(3)_①_a_(b)_客席	客席は演芸場の空間に調和する特注品であるが、寸法や材質によって大きく異なる。具体的な同等品を示すことが難しい場合は、見積りようがないので変更増減の対象との認識でよいか。	NO.186的回答をご参照ください。なお、要求水準の変更が生じない限り、変更対象とすることは想定していません。
188	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	77	51	第6節_1_(10)_⑦	機器の適切な管理のために、室内に個別空調が必要となる場合には適切に計画する、とありますか具体的な対象機器・空調負荷容量を教授ください。	事業者の提案によります。
189	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	84	35	第7節_6_(2)_⑤_「舞台付きレストラン(仮称)」	舞台付きレストラン(仮称)については、飲食の持ち込みも含め一般の来場者等が自由に利用できると考えて良いか。	「舞台付きレストラン(仮称)」は、大劇場・小劇場・演芸場に訪れる観客への飲食提供を行うとともに、観劇チケットを持たない一般の来場者等にも飲食とともに伝統芸能を含む様々なジャンルの日本文化に触れていただける施設を想定しており、いわゆるフリースペースとしては想定していません。ただし現時点の想定であり、今後変更する可能性があります。
190	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	84	35	⑤舞台付きレストラン(仮称)	舞台付きレストランは営業時間外にグランドロビーの巡回対象エリアに含まれるのでしょうか。	ご質問の趣旨が不明ですが、「舞台付きレストラン(仮称)」の維持管理は本事業に含みません。本事業における維持管理業務の対象は、【資料-1】「業務要求水準書(案)」第2章、第2節、2をご参照ください。
191	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	84	37	第7節_6_(2)_⑤_a_(a)	舞台付きレストラン(仮称)で行われる「伝統芸能」の内容についてご教示願いたい。	「舞台付きレストラン(仮称)」の具体的な運営内容については今後検討します。
192	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	84	45	第7節_6_(2)_⑤_a_(d)	「舞台付きレストラン(仮称)」の内装、建築設備、家具、什器、備品、調理設備の整備は本事業外であるが、基準法、消防法上、必要な設備機器までを事業者側で整備することになるか。	「舞台付きレストラン(仮称)」は、国立劇場の中での配置・動線・構造計画等による躯体工事(外装を含む。)までを本事業の範囲としています。建築基準法、消防法上、必要な設備機器を想定し、躯体工事で必要となる貫通孔等や配線・配管スペース・ルートの確保を含めた対応までが本事業の範囲です。 【資料-1】「業務要求水準書(案)」第4章第7節_6_(2)_⑤を訂正します。
193	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	84	45	第7_6_(2)_③_「舞台付きレストラン(仮称)」_a_(d)	運営事業者が設置する建築設備等において、事業者で想定した電気設備及び機械設備の容量を超えた場合の機器変更に伴う追加費用は振興会の負担でしょうか。	事業者が想定した電気設備及び機械設備の容量を、運営事業者が設置する建築設備等が超えることを想定していません。ただし、事業者が想定した容量が適切であるにもかかわらず、運営事業者が設置する建築設備等の容量が超える場合は、振興会との協議によります。
194	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	84	45	⑤「舞台付きレストラン(仮称)」	内装が別途あるが、当該施設は他の劇場との同時使用を考慮すると、浮き遮音構造が必要となる可能性がある。また舞台設備等の仕様によりキャットウォーク等も想定される。本体側の床・梁等にかかる荷重が想定できる資料を提示いただきたい。	「舞台付きレストラン(仮称)」の具体的な運営内容や舞台設備等については今後検討します。遮音構造については、【添付資料4-6-7】「空間遮音性能の考え方」もご参照のうえ、荷重については、業務要求水準書及び【参考資料】「舞台付きレストラン(仮称)」の考え方をご参照のうえ、事業者の提案によります。
195	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	84			レストラン・カフェ・ショップをエントランスロビーに整備するにあたり、前回公告では基本的な考え方、各室の配置・機能が示されていましたが、今回は見当たらぬ。規模や仕様などは提案によるものとの理解でよろしいか。	「舞台付きレストラン(仮称)」のエントランスホールには、カフェ、ショップを一体的に配置する想定です。ただし、躯体工事(外装を含む。)までを本事業の範囲としています。業務要求水準書及び【参考資料】「舞台付きレストラン(仮称)」の考え方をご参照ください。 【資料-1】「業務要求水準書(案)」第4章第7節_6_(2)_⑤を訂正します。

NO.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
196	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	85	19	第7節_6_(2)_⑥_b_(b) イベントスペース	想定されるライブビューイング等イベントの観客数及び年間の実施回数をご教示いただきたい。	現時点で具体的な実施回数は想定していません。なお、イベントは振興会が主体となって行うもので、本事業に含まれません。
197	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	85	50	⑥グランドロビー	「学校などの団体客が来場した場合に余裕を持って受け入れられる計画とすること」とあるが、団体客の人数想定・誘導方法等をご教示いただきたい。	学校などの団体が来場する鑑賞教室公演(大劇場・小劇場、二部制)では、一つ又は複数の学校で満席となるケースが多いため、満席を想定した待機場所や入れ替えるための動線が必要となります。
198	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	86	19	第7節_6_(2)_⑥_b_(b) イベントスペース(ウ)	大型スクリーンとは何インチ程度を指すか。	事業者の提案によります。
199	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	86	19	第7節_6_(2)_⑥_b_(b)_(ウ) グランドロビーアイベントスペース	大型スクリーンの具体的な性能や大きさ、個数が開示されない場合は見積りようがないので変更増減の対象との認識でよいか。	要求水準を踏まえたうえで、提案してください。なお、要求水準の変更が生じない限り、変更対象とすることは想定していません。
200	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	86	22	第7節_6_(2)_⑥_b_(b)_(オ) グランドロビーアイベントスペース	イベントに対応する床荷重を設定するとあるが、具体的な荷重量を示すことが難しい場合は、見積りようがないので変更増減の対象との認識でよいか。	【添付資料4-5】「各室性能表」、【添付資料4-6-4】「床荷重凡例」及びその他の要求水準を踏まえたうえで、提案してください。なお、要求水準の変更が生じない限り、変更対象とすることは想定していません。
201	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	86	38	⑥(ス) グランドロビー	備品庫の出入口鍵種別について確認です。備品庫はグランドロビー内に設置するため、各室性能表のグランドロビーと同様に鍵は不要になってしまいますが、少なからず何らかの鍵があったほうが良いと思いますのでご検討下さい。	ご質問の趣旨を踏まえ、要求水準を訂正します。
202	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	94	4	第8節_3_(6)_②_c. 芸能関連団体等への対応	実施設計中、振興会の求めに応じて関連団体等への対応に必要な資料を作成するにあたっては、具体的にどのようなことを見込む必要があるか。	施設を使用する芸能関連団体に対する劇場及び関連諸室の説明に必要な図面等の資料の作成を想定しています。(例: 現状とのスペック比較表、劇場、楽屋、稽古場、研修施設などの図面作成)
203	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	94	28	第8節_3_(7)_④_d. 設計意図伝達に関する資料等の作成	試作品(モックアップ)について、設計段階において振興会と協議し適宜対象を追加するとあるが、追加されたモックアップの製作費用は振興会の負担で良いか。	事業者の提案内容に応じて、性能、意匠等の要求水準の確認を要するが想定できる対象については、あらかじめ見込むよう計画してください。
204	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	94	38	第8節_3_(7)_④_d._(b)_(オ) その他、振興会との協議により定める対象	その他、振興会との協議により定める対象とはどのようなものか。	事業者の提案に応じて、意匠、性能等の要求水準の確認を要する対象を想定しています。
205	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	94	39	第8節_3_(7)_④_d. 設計意図伝達に関する資料等の作成	試作品(モックアップ)について、設計段階において振興会と協議し適宜対象を追加するとあるが、追加されたモックアップの製作費用は振興会の負担で良いか。	NO.203の回答をご参照ください。
206	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	95	43	第8節_3_(9)_①_申請及び手続等	協議、申請及び手続等に必要な費用は事業者負担には、それに関わる手数料等も含まれるのか。	含まれます。
207	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	97	1	第8節_4_(3)_①_既存建物(本館等)調査	点群データによる3D計測を実施し3Dモデル化を行うとあるが、精度や仕様など、どの程度を見込む必要があるか。	既存国立劇場の外部、本館内部(ホワイエ、大小劇場及び劇場に関する諸室、楽屋、稽古場等)及び芸術場内部(ホール、ホワイエ、劇場及び劇場に関する諸室、楽屋等)の3D計測データ(点群)を実施し、3Dモデル化(3Dモデル(カラー)、CADデータ変換)を実施します。データは元データ及びビューワーが可能なデータとし、VR体験等にも活用することを目的としています。
208	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章 施設整備	99	24	第8節_4_(19) 完成図の作成	BIMデータは不要か。	事業者の提案によります。
209	(資料-1)業務要求水準書(案) 第5章 維持管理	1	13	(1)_④業務の原則	国立劇場の開業後5年が経過した後に、維持管理業務の業務内容や業務量を検証のうえ、要求水準を見直すことが出来るとあります、運営開始後、現状の要求水準書では読み解けなかった業務負荷もあるうかと思いますので、5年待つことなく見直しの機会を設けることをご検討下さい。	【資料-1】「業務要求水準書(案)」第5章、第1節、1.(1)、④を「振興会は、国立劇場の開業後、維持管理業務の業務内容や業務量を検証のうえ、要求水準を見直すことができる。」に訂正します。 併せて、NO.45の回答をご参照ください。
210	(資料-1)業務要求水準書(案) 第5章 維持管理	1	15	第1節_1_(1) 業務の原則	「振興会は、国立劇場の開業後5年が経過したのちに、維持管理業務の業務内容や業務量を検証のうえ、要求水準を見直すことができる」とあるが、見直しの結果、公表時の要求水準よりも高い水準となった場合、維持管理業務費用の増加部分は負担いただけるか。	NO.45の回答をご参照ください。
211	(資料-1)業務要求水準書(案) 第5章 維持管理	1	15	第1_1_(1)_④	開業後5年が経過した後に業務内容や業務量を検証のうえ要求水準を見直すことができる記載されていますが、要求水準の変更により業務量が増加した場合はサービス対価も増加するという理解でよいでしょうか。	NO.45の回答をご参照ください。
212	(資料-1)業務要求水準書(案) 第5章 維持管理	2	24	第1節_1_(2)_④衛生環境等の確保	ロビー等に設置する除塵マットや浴室等に設置する吸水マットは振興会負担でよろしいでしょうか。	備品類の購入は、本事業に含まれません。本事業における維持管理業務の対象は、【資料-1】「業務要求水準書(案)」第2章、第2節、2をご参照ください。
213	(資料-1)業務要求水準書(案) 第5章 維持管理	4	6	第1節_3_(9) 別事業への協力	「本業務及び振興会が実施する別事業に支障が生じないよう振興会への協力をすること」とあるが、想定する協力の内容・範囲についてご教示いただきたい。また、事業者が業務範囲(時間・人員・業務量等)を超えて対応した場合の増加費用について別途負担いただけるという理解でよいですか。	原則として、事業者の作業日程及び作業時間帯をはじめとした業務範囲に変更が生じないように対応します。
214	(資料-1)業務要求水準書(案) 第5章 維持管理	4	31	第1節_3_(10) 図面その他の資料の貸与等	「振興会による改修・修繕等により～CADデータを含めて速やかに更新した資料を作成し」とあるが、想定頻度をご教示いただきたい。また改修・修繕等のCAD元データは頂ける(施工業者が作成等)との理解でよい。紙媒体の改修・修繕図面を受領して、事業者が一からCADデータにするのは非効率かつ多くの費用を要する。	前段については、年1回程度を想定してください。 後段については、【資料-1】「業務要求水準書(案)」第5章、第1節、3.(10)⑤a.に記載のとおり、CADデータは事業者に貸与します。
215	(資料-1)業務要求水準書(案) 第5章 維持管理	6	39	第1_5_(3)_⑤_a.長期修繕計画書	修繕計画書の作成において、(a)予防保全を実施する時期と内容(b)事後保全を実施する判断基準(c)その他計画の妥当性を説明する事項と記載がありますが、(b)においては事後保全とする修繕を個別に説明するのではなく、事後保全とする事項全般の方針や判断基準を示せばよいのでしょうか。また、(c)におけるその他計画の妥当性を説明する事項とありますが、「その他」に該当する事項はどのような事項でしょうか。また「その妥当性を説明」とは時期および金額の理由を示せばよいのでしょうか。妥当性の証明が困難と考えます。	1点目については、ご理解のとおりです。 2点目については、「その他」とは「(a)予防保全」及び「(b)事後保全」を含めた長期修繕計画全体における計画の妥当性についての説明を求めています。 3点目については、ご理解のとおりです。
216	(資料-1)業務要求水準書(案) 第5章 維持管理	7	6	第1節_5_(3)_⑥消防計画	「振興会の有資格者と共同して自衛消防の中心的な活動を行う。」とあるが、想定される振興会の有資格者数をご教示いただきたい。	自衛消防活動中核要員の必要人数は延面積に応じて定められることになります。基本的には振興会で必要数をまかなければ、人員が不足した時の参加や有資格者の消防計画への記載を協力願います。また自己で防火管理を行う範囲においては事業者側での配置を求めます。
217	(資料-1)業務要求水準書(案) 第5章 維持管理	9	25	第1節_5_(7) 業務の実施にあたっての諸条件	維持管理業務実施のために使用できる管理諸室として、要求水準上では【添付資料4-5-5】「客席・ホワイエ各室性能表」の事務室(大劇場)・事務室(小劇場)・事務室(演芸場)が使用可能とされているが、【添付資料4-5-5】内では事業者使用可とされていない。要求水準の後段に「事業者が専ら使用する室における什器・備品は事業者が用意すること」とあるため、どちらが正かご教示いただきたい。	【添付資料4-5-5】「客席・ホワイエ各室性能表」の記載が正です。 【資料-1】「業務要求水準書(案)」を訂正します。
218	(資料-1)業務要求水準書(案) 第5章 維持管理	9	25	第1節_5_(7) 業務の実施にあたっての諸条件	「事業者が専ら使用する室における什器・備品は事業者が用意すること」とありますが、専ら使用する室とは基本的に【添付資料4-5】各室性能表内で事業者使用可(事業者管理諸室)とされている諸室と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
219	(資料-1)業務要求水準書(案) 第5章 維持管理	9	25	第1節_5_(7) 業務の実施にあたっての諸条件	「事業者が専ら使用する室における什器・備品は事業者が用意すること」とありますが、振興会で実施しない什器・備品の調達は施設整備のサービス購入料に含め、施設整備として引き渡しが必要ということか。	「事業者が専ら使用する室における什器・備品」は、事業者が維持管理業務を実施するために必要な事業者負担による什器・備品等であり、引渡しの対象外であるほか、【資料-3】「事業費の算定及び支払方法(案)」2.事業費の内訳に記載の「施設整備費」に含まれません。
220	(資料-1)業務要求水準書(案) 第5章 維持管理	10	6	第1節_5_(9) 共用部分の維持管理に関する考え方	合築建物を提案する場合、共用部分の維持管理は、管理組合が【資料-2】「付帯事業の提案条件(案)」をもとに維持管理方法を決定するとございますが、当該建物を提案しない場合は、本事業の業務要求水準書に基づき、建物内のすべての維持管理を本事業の業務として実施するという理解でよろしいでしょうか。	合築建物の提案がない場合、国立劇場(建物)は振興会専有部分のみとなり、「舞台付きレストラン(仮称)」部分を除く国立劇場(建物)すべてが要求水準における維持管理業務の対象となります。
221	(資料-1)業務要求水準書(案) 第5章 維持管理	10	12	第1節_5_(10) 維持管理に係る記録及び事業終了時の引継ぎ	事業期間終了直後の目安をご教示いただきたい。(事業期間終了後1年間など)	この項目は、事業期間終了直後に修繕業務が集中し休館期間が生じることを避ける目的で設けています。修繕計画を作成する際にはご留意ください。
222	(添付1-1)用語の定義	1	35	要求水準書全般に関する用語	選定企業において「本事業の各業務を実施する者」と記載されているが、各業務を実施する企業であり、代表企業、構成企業および協力企業が選定企業に該当するのでしょうか。	応募者を構成する企業が「実施方針(本文)」5.応募者の参加資格要件(1)④、それぞれアからエの業務に携わることを規定しており、構成員、協力企業となります。

NO.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
223	(添付1-1)用語の定義	2	7	要求水準書全般に関する用語	修繕については設備機器等の取り替えは想定しておらず、機器の取り替えに関しては全て更新にて行うという認識でよろしいでしょうか。	保守や修繕による部品等の取替えは本事業に含まれます。保守や修繕の業務については【資料-1】「業務要求水準書（案）」をご参照ください。併せて、No.249的回答をご参照ください。
224	(添付1-1)用語の定義	2	7	要求水準書全般に関する用語	事業範囲外とされている『更新』で「劣化した部位・部材や機器等を新しい物に取り替えること」と挙げられていますが、部品等を新しい物に取り替える作業は全て更新に該当すると考えて良いか。	No.223的回答をご参照ください。
225	(添付2-1)本事業の業務内容及び振興会が実施する業務内容	1	1	全体	凡例として事業者が実施する業務内容の記載があるが、振興会が実施する業務内容の記載は無く、事業者が実施する業務は当該表に記載のある内容のみで、他は全て振興会で実施するという理解で良いか。	事業者が実施する業務は、【添付資料2-1】「本事業の業務内容及び振興会が実施する業務内容」によるほか、業務要求水準書によります。なお、【添付資料2-1】の資料名は入札公告時に訂正します。
226	(添付2-2)業務工程概要				施設引渡し=施設開業ではなく、施設引渡し後、振興会の引越し等開業準備期間（未定）があり、その後施設開業を迎えるという理解でいいか。また、もし現時点で開業準備期間の目安（●週間・●か月等）のご想定があればご教示いただきたい。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、現時点での想定はありません
227	(添付2-3)入居予定人数及び入居部署の勤務時間	1	9	入居部署の勤務時間	駐車場の営業時間は、24時間なのか。	地下駐車場の利用は、休館日を除く日の8時30分から22時の範囲内を想定しています。【添付資料5-2-7】「警備に係る要求水準」1. (2)e. をご参照ください。
228	(添付2-3)入居予定人数及び入居部署の勤務時間	1	13	入居部署の勤務時間	入居部署の勤務時間の表では、事業部門の平日の勤務時間が早番、遅番それぞれ3とおりの時間が記載されている。「土曜日」及び「日曜日、休日、祝日」に関しても勤務時間の区分けは平日と同じか。	基本的には同じですが、事業部門（現業職員）の早番・遅番は、表記のほかにも多様な時間帯が存在します。
229	(添付2-3)入居予定人数及び入居部署の勤務時間	1	13	入居部署の勤務時間	入居部署の勤務時間の表では、事業部門の平日の勤務時間が早番、遅番それぞれ3とおりの時間が記載されているが、平均運転間隔を算出するため、それぞれの想定人数を提示いただきたい。「土曜日」及び「日曜日、休日、祝日」に関しても勤務時間の区分けがある場合は、併せて回答頂きたい。	それぞれの想定人数はお示しできませんが、大部分が早番の勤務時間となります。基本的には、夜の時間帯に公演がある場合に遅番となります。
230	(添付2-3)入居予定人数及び入居部署の勤務時間	1	18	入居部署の勤務時間	入居部署の勤務時間の表の下部に「事業部門（現業職員）の早番・遅番は、表記のほかにも多様な時間帯が存在する」とあるが、エレベーターの交通計算は、入居予定人数に記載された（備考欄は数値化されていないため考慮しない）具体的の人数をもとに平均運転間隔、5分間輸送能力を計算すれば良いか。	要求水準を踏まえたうえで、事業者の提案によります。
231	(添付4-1-2)駐車場施設の台数		10	①普通車及び車椅子利用者駐車台数	大型バスの駐車台数は8台とありますが、脚注に「観客等の一般来場者は公共交通機関を利用又は外部の有料駐車場を利用する」と書かれていますので、当該大型バスは一般来場者用ではない理解で宜しいでしょうか。理解が合っている場合、駐車料金の徴収はない理解で宜しいでしょうか。	観劇団体や公的式典等の主催者が手配する大型バスを想定しています。なお、駐車料金の徴収は本事業に含みません。本事業における維持管理業務の対象は、【資料-1】「要求水準書（案）」第2章、第2節、2をご参照ください。
232	(添付4-1-2)駐車場施設の台数	1	12	一般来場者は外部の有料駐車場	駐車場について、公演用や大型バスなどを有料化する方針はあるのか。	現時点で駐車料金について具体的な方針はありませんが、駐車料金の徴収を事業者が行うことは想定していません。
233	(添付4-1-2)駐車場施設の台数	1	12	一般来場者は外部の有料駐車場	駐車場を有料化する場合、駐車場利用料金は事業者の収入として取り扱う認識でよいか。	No.232的回答をご参照ください。
234	(添付4-1-2)駐車場施設の台数	1	12	一般来場者は外部の有料駐車場	駐車場を有料化する場合、駐車場利用料金は、振興会が上限額や基準を定めるのか、事業者が自由に提案できるのか。また、その決定プロセスはどのようになるのか。	No.232的回答をご参照ください。
235	(添付4-5-9)事務管理各室性能表	3	24	4_5_9事務管理各室性能表	5_2_7警備に係る要求水準記載のb.警備室=受付との記載があり、4_5_9の事務管理各室性能表を見ると別途警備室の記載があります。この警備室は、受付という理解で宜しいでしょうか。	【添付資料4-5-9】「事務管理各室性能表」の『Y-8 受付（職員、楽屋、稽古場、養成研修用）』と『Y-9 警備室』は別の室です。【添付資料5-2-7】「警備に係る要求水準」において、読み替えを行っているものです。なお、【添付資料5-2-7】「警備に係る要求水準」を訂正します。
236	(添付4-6-2)セキュリティ相関図・凡例	1		4_6_2セキュリティ相関図・凡例	添付資料4-6-2の出入口鍵種別凡例では、A・B・C・ーとあります。一方で添付資料4-6-5電気各室性能凡例の入退室管理では0・1・ーとあります。Bの扉+その他一般的な施錠とはどのようなものでしょうか。	一般的な扉とシリンダー錠等の組合せを想定しています。
237	(添付4-6-7)空間遮音性能の考え方	1	2	発生音(dB) 床衝撃源	表中に発生音の数値がdB値で示されているが、この値は想定される音源のパワーレベルか、または音源からのある距離での音圧レベルか、若しくは室内側の床・天井・壁面への入射音レベルか、あるいはそのほかの数値であればご教示願いたい。	音源から1mの距離における音圧レベルです。130dBは打面直径約50cmの大太鼓の打面から距離1mにおける最大音圧レベルと想定しています。
238	(添付4-6-7)空間遮音性能の考え方	1	4	床衝撃音LL値、LH値	表中のLL値、LH値は、それぞれJIS A 1418-1,2で床衝撃音の測定を行い、JIS A 1419-2の附属書1に従って評価を行った値という理解でよいか。	ご理解のとおりです。
239	(添付4-6-7)空間遮音性能の考え方	1	8		「大劇場、小劇場、演芸場の舞台、客席の表中の数値は、各々の舞台中心間（各々プロセニアム中心線において舞台先端から5mの位置）においての数値である。（その他の室は室の中心とする。）」とあるが、これは表中のDrの数値をさす記述か。そうであれば、室内平均音圧レベルに基づく室間音圧レベル差ではなく特定場所間音圧レベル差で評価を行うという理解でよい。	音源側は、劇場内（各室内）の平均音圧レベルを、受音側は舞台中心における音圧レベルを意味します。
240	(添付4-6-7)空間遮音性能の考え方	1	14		「完成後にこれらの性能が得られていることを確認する、若しくは想定される各室の音源が受音室側の運用に支障とならないレベルであることを確認する」とあるが、「運用に支障とならないレベル」は状況や判断者により左右されると考えられ不明確な規定であると考える。具体性を持った規定をご教示願いたい。	遮音性能については、信号音による音響測定に加えて、実音源による確認を振興会立会いのもとで行い、【添付資料4-6-7】「空間遮音性能の考え方」に規定する性能が確保されているか確認しますが、具体的な方法については振興会との協議により決定します。また、運用に支障とならないレベルとは、『受音レベルが「空調騒音を主とする各室の室内騒音低減目標値」よりも1ランク上（目標値がNC-20であればNC-15）の値を下まわることを基本』としています。
241	(添付4-12-1)演芸場劇場単線図				プロセニアム高さが前回公告より低く設定されている一方、すのこ有効高さは変更されていない。演目上必要な有効寸法を確保しながら、幕等が飛びきる高さを確保したうえで、すのこ有効高さを下げてコスト縮減を図る提案を行うことは可能か。	大道具の高さと舞台奥行を考慮すると幕類が飛びきる高さは13m以上必要となります。したがって、すのこ有効高さを低くする提案は認められません。
242	(添付4-17)ICカード作成に係る要求水準	1	12	(2)納品方法	(2)納品方法に記載されたICカードの定義に関して、振興会が指示するICカードの作成枚数（600枚）とは、同ページ1. 作成対象に記載された全てに該当しますか。それとも添付資料1-1用語の定義にあるようにアルバイト・常駐委託業務者用は含まれない枚数分でしょうか。	ICカードの作成枚数（600枚）とは、【添付資料4-17】「ICカード作成に係る要求水準」1. 作成対象に記載されたすべてが該当します。【添付資料1-1】「用語の定義」を訂正します。
243	(添付4-17)ICカード作成に係る要求水準	1	14	2_(2)_②_a. 初回発行分に係る納品	初回発行分以降のICカード発行・登録については振興会にて実施されるのか、事業者側で実施（係る費用については別途請求）するのかご教示いただきたい。	本事業に含まれる設備やシステムへの施設引渡し前における初回の登録作業は、本事業に含まれます。施設引渡し後の登録作業は振興会で行います。
244	(添付4-17)ICカード作成に係る要求水準	1	14	2_(2)_②_a. 初回発行分に係る納品	ICカード600枚は初回発行分が600枚で良いか。	ご理解のとおりです。
245	(添付4-17)ICカード作成に係る要求水準	1	14	2_(2)_②_a. 初回発行分に係る納品	初回発行分の納品までが事業者の業務であり、更新・追加・紛失時等の対応は振興会で実施いただける理解で良いか。	ご理解のとおりです。
246	(添付4-17)ICカード作成に係る要求水準	1	14	2_(2)_②_a. 初回発行分に係る納品	入退システム及び複合機、勤怠システム、入退システム等への権限付与業務は含まれないという理解で良いか。	No.243的回答をご参照ください。
247	(添付5-1-1)修繕に係る要求水準	1	11	3_修繕業務の考え方	「不適切な維持管理その他事業者の責に帰する事由により、予測し難い機器の更新が必要となった場合でも事業者の責任と負担でこれを行う」とあるが、設備機器のメーカーによる部品生産が終了し修繕が不可能となった場合は、「その他事業者の責」とはならず、振興会にて更新頂けるとの理解でよい。	事業者の負担とします。 また、不可抗力による場合は、入札公告時に示す「事業契約書（案）」に基づき当該費用を負担することになります。 なお、【資料-1】「業務要求水準書（案）」第5章、第1節、5. (3)(5)による長期修繕計画書、各年度修繕計画書を作成時点で、事業期間中に必要な予備部品等を適切に確保することを求めます。
248	(添付5-1-1)修繕に係る要求水準	1	16	3.修繕業務の考え方	「個々の建築資機材の自然損耗は許容される」とあるが、図表1-1にも記載のあるように事業終了時についても同様という理解でよい。	事業終了時についても、契約時の施設整備要求水準を下回らない範囲での、個々の建築資機材の自然損耗は許容されます。
249	(添付5-1-1)修繕に係る要求水準	1		3_図1-1_修繕業務の考え方	更新は貴会で実施されることになっておりますが、劣化した部位・部材や機器等を新しい物に取り替えるのは、全て貴会にてご対応いただけるという理解でよろしいでしょうか。ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品の取替え等は除きます。	更新を含む修繕計画については、【資料-1】「業務要求水準書」第5章、第1節、5. (3)(5)に定める修繕計画書、【添付資料5-1-1】「修繕に係る要求水準」及び【参考資料5-1-3】「修繕・更新周期の考え方」を参考に作成し、振興会に提出して確認を得た修繕計画書に基づき更新することを想定しています。更新の主体は、不適切な維持管理その他事業者の責に帰する事由により、予測し難い機器の更新が必要となった場合を除き、振興会が行います。
250	(添付5-1-1)修繕に係る要求水準	1	18	図表1-1	記載のとおり、ある設備の全部、または部分の更新については振興会により実施され、点検の中で実施される部品交換や部分補修等については事業者による実施という理解でよい。	No.223的回答をご参照ください。
251	(添付5-1-3)維持管理に係る配置者の一覧	1	11	1_(1)_統括責任者	大規模な集客施設とは、例示されている劇場、スタジアム、アリーナ、美術館、博物館、空港、複合商業施設等に該当すれば、施設面積や収容人数の目安はないという理解でよい。	ご理解のとおりです。

NO.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
252	(添付5-1-4)維持管理費コスト管理計画書の内容及び提出時期				維持管理業務の一部を再委託する場合（例：清掃業務）、委託料として物件費に計上すればよいか。もしくは、委託料のうち人件費のみ人件費に記載すべきか。	維持管理費の物価変動等に基づく改定の協議等の際、コストの変動が確認できるように記載してください。
253	(添付5-2-1)定期点検等及び保守に係る要求水準	1	11	3_定期点検等及び保守業務の要求水準	振興会と協議のうえ、作業計画書で定めると記載のある点検に関しては、基本的に事業者提案の点検方法・頻度が採用されると考えてよいか。	振興会との協議により決定するものとします。
254	(添付5-2-2)植栽管理に係る要求水準	1	7	2_業務実施体制	「造園施工管理技士1級の有資格者」については、常駐は求められないという理解でよろしいか。また、構成企業や協力企業からの再委託先からの選任も業務実施に支障が無ければ（業務要求水準を遵守可能な限りにおいては）可能という理解でよいか。	ご理解のとおりです。
255	(添付5-2-3)運転・監視及び日常点検・保守に係る要求水準	1	6	2_業務実施体制	設備として法定で必要のない提案を行った場合でも有資格者の配置は必須か。	導入する当該設備の運用に必要な資格要件とします。ただし、把握指導する業務従事者は、要求水準によります。
256	(添付5-2-3)運転・監視及び日常点検・保守に係る要求水準	1	6	2_業務実施体制	電気設備及び機械設備を把握指導する業務従事者については毎日勤務している必要はないという理解で良いか。	ご理解のとおりです。
257	(添付5-2-3)運転・監視及び日常点検・保守に係る要求水準	1	19	2_⑤業務実施体制	機械設備を把握指導する業務従事者の資格要件に、「一級ボイラー技士以上が求められておりますが、温水ボイラーの場合、伝熱面積25m ² 未満は二級ボイラー技士以上で取扱い可能なため、本資格要件を「二級ボイラー技士以上（設備仕様に応じて一級ボイラー技士以上）」に緩和することをご検討いただけますでしょうか。	事業者の提案に基づく資格者の配置とします。また、【添付資料5-2-3】「運転・監視及び日常点検・保守に係る要求水準」2.⑤の「一級ボイラー技士以上」を「一級または二級ボイラー技士以上（提案の設備により法令に基づき配置すること）」に訂正します。
258	(添付5-2-3)運転・監視及び日常点検・保守に係る要求水準	1	27	3_業務時間及び配置人数	2名以上の宿直とは、2名で宿直を回す（時間帯によっては休憩や仮眠などで1名になる時間帯もある）状態でも要求水準を満たしているという理解でよい。	ご理解のとおりです。
259	(添付5-2-3)運転・監視及び日常点検・保守に係る要求水準	1	27	3_業務時間及び配置人数	休館日は日中（7:30～22:00）も含めて2名体制で良いという理解でよい。	事業者の提案によります。ただし、休館日に行う作業に必要な人員数を考慮してください。
260	(添付5-2-3)運転・監視及び日常点検・保守に係る要求水準	1	29	表3-1業務時間及び配置人数	前回（2023年度）の入札では、日勤の業務時間が8時30分～17時30分の9時間でしたが、今回は7時30分～22時00分の14.5時間となっております。業務時間を拡大された理由をご教示いただけますでしょうか。	開始時間は、時差出勤により職員の出勤時間が早まっていることを反映しています。終了時間は、公演時間が夜間に及ぶ際の終演時間を考慮し変更しています。
261	(添付5-2-3)運転・監視及び日常点検・保守に係る要求水準	1	29	表3-1業務時間及び配置人数	日勤の業務時間が7時30分～22時00分と長いため、早番や遅番といったシフト体制が必要となり、維持管理費が増額となる見込みです。予定価格は、この点も考慮し十分な金額設定をしていただけるという理解でよろしいでしょうか。	今回の入札公告における事業費の算定及び支払方法に基づき、必要な費用を予定価格に計上する予定です。
262	(添付5-2-3)運転・監視及び日常点検・保守に係る要求水準	2	1	4_運転・監視及び日常点検・保守業務の要求水準	「日常点検の対象部分、数量等は、振興会と協議のうえ、作業計画書で定める。」と記載があるが、基本的に事業者が提案する体制で履行可能な作業量と考えてよいか。	振興会との協議により決定するものとします。
263	(添付5-2-4)各部位の日常清掃及び定期清掃・特別清掃に係る要求水準	9	1	5_(7)塵芥等の回収	集積用屑籠は下記のうち、いずれの想定かをご教示いただきたい。①各室の前に設置する②エリア毎に設ける③各階毎に設ける	原則として各階毎に設けることを想定しています。ただし、同一階だが途中に表方が挟まるなど裏方のエリアが分断されている場合は、それぞれの裏方のエリアに設置する必要があります。
264	(添付5-2-4)各部位の日常清掃及び定期清掃・特別清掃に係る要求水準	9	1	5_(7)塵芥等の回収	室内の屑籠等からの回収依頼はあくまでも一時的な対応であり、永続的に依頼されるものではないという理解でよい。	ご理解のとおりです。
265	(添付5-2-4)各部位の日常清掃及び定期清掃・特別清掃に係る要求水準	9	20	5_(7)_②塵芥等の分別及び保管	ゴミ処理室へ設置する容器の容量及びゴミ処理室の清掃頻度の検討にあたり、①既存施設のゴミ処理室の容器の容量（もしくは、各廃棄物の1回あたりの排出量）や、②現在ご想定の廃棄物収集運搬業者の回収頻度をご教示いただきたい。	①閉場前における公演中の日々の廃棄容量はおおむね下記のとおりです。 ・一般廃棄物：90リットル×3袋 ・産業廃棄物（廃プラスチック類）：90リットル×2袋 ・再生用古紙：台車1台程度 ②回収頻度は日曜日を除く毎日を考えています。
266	(添付5-2-4)各部位の日常清掃及び定期清掃・特別清掃に係る要求水準	10	22	7_(1)_①清掃員控室等の什器・備品	清掃員控室等の什器・備品（館内モニター等）は振興会で負担と記載があるが、清掃員の更衣用ロッカー・事務机及び椅子はどちらの負担となるか。	施設に当初より付属する備品以外のもの（更衣用ロッカー・事務机及び椅子含む。）は、事業者の負担で用意してください。
267	(添付5-2-4)各部位の日常清掃及び定期清掃・特別清掃に係る要求水準	10	24	7_(1)_③トイレットペーパー、ペーパータオル、石鹼液、手指消毒液、振興会備付けのごみ箱等に装着するポリ袋等、塵芥等の分別廃棄用ポリ袋	トイレのサニタリーBOX等も振興会備付けのごみ箱等に含まれ、振興会の負担と考えて良い。	ご理解のとおりです。
268	(添付5-2-4)各部位の日常清掃及び定期清掃・特別清掃に係る要求水準	10	27	7_(1)_④衛生用品及び付帯する消耗品	トイレの便座クリーナー・消臭剤等の設置予定はあるか。また、その場合の費用負担は振興会と事業者どちらになるか。	設置は未定ですが、トイレの便座クリーナー・消臭剤等は衛生用品及び付帯する消耗品に含まれ、費用は振興会で負担します。
269	(添付5-2-4)各部位の日常清掃及び定期清掃・特別清掃に係る要求水準	10	27	7_(1)_④衛生用品及び付帯する消耗品	給湯室等に設置が想定される三角コーナーのネットや、スポンジ・洗剤等も振興会負担の衛生消耗品に含まれるか。	衛生用品及び付帯する消耗品に含まれ、費用は振興会で負担します。
270	(添付5-2-7)警備に係る要求水準	1	18	1_(2)_②ポスト配置	振興会にて運営する普及発信施設の警備業務については、振興会で実施するとの理解でよろしいでしょうか。	普及発信施設のうち「舞台付きレストラン（仮称）」については、ご理解のとおりです。
271	(添付5-2-7)警備に係る要求水準	1	18	②ポスト配置	各ポストの配置時間には休憩及び仮眠時間が含まれるとの理解でよいでしょうか。	各ポストの配置時間は業務を実施する時間であり、休憩及び仮眠をする場合は交代要員を用意するなど業務に支障がないように計画してください。
272	(添付5-2-7)警備に係る要求水準	2	15	地下駐車場内巡回	夜間（22時～8時30分）は閉鎖するとあります。添付資料5-1-2諸室ごとの業務実施時間帯を見ると常時23時まで在室する方がいらっしゃいますが、夜間（22時～8時30分）までの車両の出入りはない理解で宜しいでしょうか。	夜間（22時～8時30分）の地下駐車場における車両の出入りは予定していません。
273	(添付5-2-7)警備に係る要求水準	4	1	(5)_bその他	「VIP来場時の対応について既存体制で対応することが出来ない場合、追加費用等の詳細は振興会と協議する」とありますが、本件に関わらず、貴会の依頼による警備配置ポスト・時間の延長は別途費用を頂けるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
274	(添付5-2-7)警備に係る要求水準	4	1	1_(5)_①VIP来場時の対応	「VIP来場時の特別警戒対応及び手荷物検査等を実施」とあるが、特別警戒対応及び手荷物検査の具体的な対応方法についてご教示いただきたい。金属探知機による手荷物及び身体検査は不要という理解でよい。	VIP来場時の具体的な業務内容及び必要機器等は、振興会及び関係機関との協議により決定します。
275	(添付5-2-7)警備に係る要求水準	5	24	②交通誘導	交通誘導はあくまでも敷地内の誘導であり、道筋に出ての交通誘導（警備業法上の2号警備）ではないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、2.(3)_②bの「本敷地外や本敷地の車両出入口で交通誘導を行う際は、」を「交通誘導を行う際は、」に訂正します。
276	(添付5-2-7)警備に係る要求水準	5	30	2_(3)_②交通誘導	「本敷地外や本敷地の車両出入口で交通誘導を行う際」とはどのような場合に行うことを想定されているか、また、その頻度等についてご教示いただきたい。頻度等が示されない場合、費用の算出が困難である。常日頃から交通誘導が可能な体制を構築することは過剰な事業費増加に繋がるため、ご教示いただきたい。	No.275の回答のとおり、2.(3)_②bの記載を訂正いたします。また、交通誘導の頻度は、2.(3)_②aに記載のとおり公演の開演時及び終演時を想定しています。過去の公演実績については、【参考資料5-1-1】「国立劇場大劇場、小劇場及び演芸場の公演実績表」をご参照ください。
277	(添付5-2-7)警備に係る要求水準	5	30	2_(3)_②交通誘導	本敷地外や本敷地の車両出入口での交通誘導について、事業者側で頻度等をコントロールできるものではないため、必要になった場合には振興会で実施することとしていただけないか。	原文のとおりとします。
278	(添付5-2-7)警備に係る要求水準	6	36	2_(3)_②交通誘導	駐輪自転車等の整理には放置自転車処分も含まれるか。その場合処分費用については貴会に負担いただけるという理解でよい。	【添付資料5-2-7】「警備業務に係る要求水準」において、駐輪自転車等の整理には放置自転車処分も含まれ、処分費用は、振興会が負担します。また、処分方法は、振興会と協議することとします。
279	(参考2-1)計画敷地測量図(入札公告時に示す)				参考資料で入札公告時に示される敷地測量図に、高低測量は含まれるか。前回の入札公告時には含まれていなかったが、入札のための建築計画に必要となるため、提示いただきたい。	前回同様、参考資料として高低図も入札公告時に示します。
280	(参考2-9)土壤調査報告書	10	10	7_次段階(今後)について	地盤調査である東京都環境確保条例(以降、都条例)117条1項は提出済みと考えて宜しいでしょうか。	計画に基づき、事業者が提出してください。

NO.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
281	(参考2-9)土壤調査報告書	10	10	7. 次段階(今後)について	表層土壤の調査で汚染が確認された場合、それ以降の個別の表層土壤調査や深度方向の調査費用等は別途と考えて宜しいでしょうか。	【参考資料2-9】「土壤調査報告書」によると、土壤汚染がある可能性は低いものと考えられます。新たに土壤汚染が発見された場合の調査費用及び対策費用については、入札公告時に示します。
282	(参考4-6)振興会が行った事前協議の概要	2	34	開発事業に係る住環境整備促進制度	民間収益施設が合築される場合、その部分の規模に応じた地域貢献整備施設の設置が求められる旨の記載につき、地域貢献整備施設の具体的な内容について協議を実施しているか。また、民間収益施設を独立して整備する場合における地域貢献整備施設の設置の必要性について協議を実施しているか。	具体的な計画内容が事業者の提案によるため、千代田区との協議を実施していません。
283	(参考4-24)付加価値を付けた客席				「付加価値を付けた客席」につき、VIPを想定している一方、遮音とする仕様となっている。一般的な親子室・多目的室と同様に、演目の生音は聞こえずピーカーでのみ鑑賞するという理解でよろしいか。	要求水準を踏まえたうえで、事業者の提案によります。
284	(参考5-1-1)国立劇場大劇場、小劇場、演芸場の公演実績表	1		国立劇場（大劇場、小劇場、演芸場）平成31年度の公演実績	国立劇場（大劇場、小劇場、演芸場）平成31年度の公演実績は把握することができたが、大劇場及び小劇場の廻り舞台の年間の稼働実積をご教示頂きたい。	公演準備や稽古等での使用を含めた実回数データがないため、お示しできません。
285	(参考5-1-3)修繕・更新周期の考え方			表3-1 修繕・更新周期の考え方	事業者が適切な維持管理を実施していたにも関わらず、「修繕・更新年（実施時期）」の更新欄に○が付いていない年度に、予測し難い機器の更新が必要になった場合も、貴会にて更新いただけるという理解でよろしいでしょうか。	No. 249の回答をご参照ください。
286	(参考5-1-3)修繕・更新周期の考え方				消火器の更新は振興会にて実施という理解で良いか。	ご理解のとおりです。
287	(参考5-1-3)修繕・更新周期の考え方				部分修繕・定常修繕・更新の具体例をご教示いただきたい。	【参考資料5-1-3】「修繕・更新周期の考え方」は、提案内容を検討する際の参考としていただくための資料です。 なお、『部分修繕』は耐用年数を踏まえた一部分の部品等の修繕を、『定常修繕』は日常点検及び定期点検に基づく必要な修繕を例示したものです。 修繕計画についてはNo. 249の回答をご参照ください。
288	(参考5-1-3)修繕・更新周期の考え方				更新に「○」が付いていないものは、現時点で振興会が更新を想定していない設備機器等との理解でよいか。業務開始後、劣化状況により更新が必要となれば振興会にて実施頂けるとの理解でよいか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、No. 249の回答をご参照ください。
289	(参考5-1-3)修繕・更新周期の考え方				本資料が事業費内の修繕費算出の元となっていると推察します。各設備で事業範囲内としている修繕内容及び費用を詳細に開示いただけないでしょうか。	【参考資料5-1-3】「修繕・更新周期の考え方」は、提案内容を検討する際の参考としていただくための資料です。修繕内容及び費用については事業者の提案によります。
290	(参考5-1-3)修繕・更新周期の考え方				現状では、本資料や【添付1-1】用語の定義からでは、修繕か更新かの明確な判断基準が読み取れず、各事業者の解釈により解釈が分かれ、詳細は落札後の協議とされる場合、公平性が担保されないものと思料します。振興会でご想定の修繕費用を各事業者が定額で入札することとしていただけないでしょうか。公平な競争環境の確保及び落札後の協議の円滑化のためにも是非お願いいたします。	原文のとおりとします。
291	(参考5-2-1)清掃業務消耗品及び廃棄物量の実績				添付資料2-6で来場者数が公表されている、平成29年度～令和元年度の実績を公表いただきたい。来場者数と清掃業務消耗品等が異なる年度で公表されているため、比較が困難である。	過去の実績については記録がないため回答できません。なお、令和3年度の入場者数は以下のとおりです。 大劇場：113,317人（4月4,684人、5月5,010人、6月21,686人、7月29,277人、8月3,447人、9月4,551人、10月5,694人、11月7,959人、12月0人、1月18,587人、2月803人、3月11,619人） 小劇場：66,422人（4月1,352人、5月3,820人、6月3,511人、7月1,338人、8月909人、9月12,661人、10月3,817人、11月8,373人、12月16,274人、1月2,936人、2月8,321人、3月3,110人） 演芸場：44,254人（4月2,807人、5月3,042人、6月2,800人、7月3,245人、8月3,047人、9月3,597人、10月4,131人、11月4,299人、12月4,131人、1月4,883人、2月2,660人、3月5,612人） また、令和4年度の入場者数は以下のとおりです。 大劇場：204,116人（4月7,520人、5月12,441人、6月32,568人、7月48,480人、8月5,728人、9月12,817人、10月26,434人、11月17,577人、12月0人、1月20,638人、2月10,706人、3月9,207人） 小劇場：119,873人（4月8,051人、5月16,617人、6月6,303人、7月6,798人、8月2,448人、9月17,558人、10月7,215人、11月6,647人、12月17,492人、1月4,776人、2月19,863人、3月6,105人） 演芸場：61,631人（4月4,618人、5月5,857人、6月5,009人、7月5,408人、8月4,554人、9月3,983人、10月6,827人、11月5,578人、12月4,303人、1月4,565人、2月4,816人、3月6,113人）
292	(参考5-2-2)日常清掃及び巡回清掃に係る作業計画表				依頼清掃の対応はしていたか。また、対応をしている場合、1日あたりの対応件数の平均をご教示いただきたい。	依頼清掃の頻度は1日あたり1件程度です。
293	(参考5-2-2)日常清掃及び巡回清掃に係る作業計画表				各箇所に記載の時間を全て要して清掃しているのか、記載の時間帯に清掃しているのみ（=終わり次第次の箇所の清掃に向かう）のかご教示いただきたい。	実施時刻は記載の時間内で清掃を行い、仕様を満たす清掃が完了したら次の清掃の実施箇所に移動してかまわないことを示しています。
294	(参考5-2-2)日常清掃及び巡回清掃に係る作業計画表				1回あたりの作業時間数で3.0h、1回あたりの作業従事者数に4名と記載がある場合、1回あたりの工数（総時間数）は12.0h（6名で行った場合は作業時間数は2.0hになる）という理解でよいか。	ご理解のとおりです。
295	(参考資料)「舞台付きレストラン（仮称）」の考え方	1			舞台に関する仕様（必要寸法、設置可能範囲、舞台設備等）をご教示いただきたい。	現時点で具体的に明示することはできません。業務要求水準書及び【参考資料】「舞台付きレストラン（仮称）」の考え方をご参照ください。
296	(参考資料)「舞台付きレストラン（仮称）」の考え方	1	28	(8) 諸室の面積	舞台の面積は客室680m ² に含まれるとの理解でよろしいか。	ご理解のとおりです。ただし、【参考資料】「舞台付きレストラン（仮称）」の考え方は、現時点で振興会が想定している「舞台付きレストラン（仮称）」の考え方について参考に示したものであり、今後変更する可能性があります。
297	(参考資料)「舞台付きレストラン（仮称）」の考え方	1	32	(8) 諸室の面積	事務室面積が200m ² と、規模がかなり大きいと思われる。執務人数の想定をご教示いただきたい。	「舞台付きレストラン（仮称）」の具体的な運営内容については今後検討します。
298	(資料-2)付帯事業の提案条件（案）	1	5	第1. 本書の目的	「運営のみを行う提案は求めない」とあります。国立劇場の一部の床（例えばレストラン、カフェ、ショップ等）を賃借してのテナントとしての提案を認めてもらえないでしょうか。	運営のみを行う提案は求めないこととしていますので、認められません。
299	(資料-2)付帯事業の提案条件（案）	1	6	第1. 本書の目的	民間収益施設を導入しないことによるメリット（劇場整備を円滑に行えるなど）もあると考えます。民間収益施設導入案を評価するのであれば、導入しない提案についても一定程度の評価が得られるようにしていただけますでしょうか。	評価に関する事業者選定基準については入札公告時に示します。
300	(資料-2)付帯事業の提案条件（案）	1	7	第1. 本書の目的	民間収益施設に関する加点評価について記載はありません。民間収益施設の評価がある場合、民間収益施設を導入しない提案は点数ゼロになる理解でしょうか。自由提案としているにもかかわらず、実質的には民間収益施設を入れないと勝てない評価方式であれば、自由提案の意味がないため、評価しないまたは配点を極力低く設定願います。	No. 299の回答をご参照ください。
301	(資料-2)付帯事業の提案条件（案）	1	9	第1 本書の目的	民間収益事業者は事業者となる株式会社に対する出資を要するか。	民間収益事業者は、協力企業として参画することも可能です。したがって、事業者となる株式会社に対する出資を要しません。
302	(資料-2)付帯事業の提案条件（案）	1	9	第1 本書の目的	「事業者が自らの費用と責任において実施するもの」とあるので、民間収益施設においては国立劇場の要求水準にとらわれず、費用対効果を考慮した経済的な建物（設備等の仕様含む）と考えてよいか。	【資料-2】「付帯事業の提案条件（案）」第1. 本書の目的、第2. 提案条件を踏まえたうえで、事業者の提案によります。
303	(資料-2)付帯事業の提案条件（案）	1	16	第2_1. 民間収益施設に係る建物計画等	民間収益施設の位置、規模、用途によっては、民間収益施設を提案しない場合と比して、国立劇場を含む施設全体として文化観光拠点としての機能強化及び周辺地域との調和等のまちづくりへの貢献が阻害される可能性もあると考えますが、その場合はいずれかの加点項目分野において減点となる可能性がありますでしょうか。又は要求水準未達の観点から失格となる可能性がありますでしょうか。あるいは民間収益施設の評価点の範囲で加点されないだけ（ゼロ評価）で他の加点項目には影響ないと考えますでしょうか。	No. 299の回答をご参照ください。
304	(資料-2)付帯事業の提案条件（案）	1	17	第2_1_ (1) 施設用途	付帯事業について店舗等を提案する場合、営業時間は国立劇場の営業時間に準ずるのか。	国立劇場の要求水準に影響のない範囲において、【資料-2】「付帯事業の提案条件（案）」を踏まえたうえで、事業者の提案によります。
305	(資料-2)付帯事業の提案条件（案）	1	38	第2_1_ (2) 合築案	合築案は区分所有建物となり、権利関係上、運営上も複雑になるとを考えますが、合築案と独立建物案とで評価上の優劣はないと考えてよろしいでしょうか。	No. 299の回答をご参照ください。

NO.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
306	(資料-2)付帯事業の提案条件(案)	1	38	第2_1_(2)_①基本条件	棟を分けて民間収益施設を設置する(独立建物)場合、その敷地内における位置による評価はどのように考えでしょうか。(位置による優劣はありますか。)	NO.299的回答をご参照ください。
307	(資料-2)付帯事業の提案条件(案)	1	41	第2_1_(2)_①基本条件	独立建物の場合、添付資料に示された各種制限条件を踏まえ、位置、最大延床面積、地上階および地下階の活用余地について、事業者側の解釈に一定の幅が認められるか。	NO.304的回答をご参照ください。
308	(資料-2)付帯事業の提案条件(案)	1	41	第2_1_(2)_①基本条件	民間収益施設を独立建物とする場合、合築建物とは異なり、資料2の条件を満たせば、構造・設備・施設計画は独自に検討可能ということでしょうか。	NO.304的回答をご参照ください。
309	(資料-2)付帯事業の提案条件(案)	1	41	第2_1_(2)_①基本条件	民間収益施設が独立建物である場合、国立劇場の施設計画を妨げない範囲であれば、民間収益施設の配置箇所による優劣はありませんでしょうか。	NO.304的回答をご参照ください。
310	(資料-2)付帯事業の提案条件(案)	2	7	第2_1_(2)_①_e 施設計画の条件	e. 「民間収益施設及び複合施設は」とあるが、添付資料1-1用語の定義によると複合施設の定義は「新設する国立劇場、合築する民間収益施設、必要な付属棟を総称して示す。」とあるにも拘らず、民間収益施設と複合施設を分けて記載している意図は何か。	項目a.を、「民間収益施設を国立劇場と合築して(以下「合築建物」という。)合築建物及び必要な付属棟を総称し「複合施設」という。)提案する場合は、合築建物の一部とし、国立劇場に関する業務要求水準書及び本書の条件を満たす範囲において提案できる。国立劇場とは独立した建物として(以下「独立建物」という。)提案する場合は、本書の条件を満たす範囲において提案できる。」に訂正します。 また、項目e.を「合築建物を提案する場合は、「ZEBロードマップフォローアップ委員会とりまとめ(令和2年4月)」に規定する「ZEB Oriented」以上の性能とし、より高い水準となるよう努めるとともに「ZEB Oriented」以上の認証を取得する。」に訂正します。 なお、【添付資料1-1】「用語の定義」において「複合施設」は定義していません。
311	(資料-2)付帯事業の提案条件(案)	2	13	第1. 本書の目的	民間収益施設について評価対象になっているか否かの記載がありませんが民間収益施設は、「文化観光拠点として機能強化及び周辺地域との調和等のまちづくりへの貢献を実現するという事業目的に資するもの」であることが条件となっていますが、これに資すると提案評価において見なされない場合は、大幅減点や欠格になる恐れもあるとの理解でよろしいでしょうか。	NO.299的回答をご参照ください。
312	(資料-2)付帯事業の提案条件(案)	2	35	第2_1_(2)_③共用部分・動線計画等	民間収益施設について、構造分離、設備系統分離、管理区分分離を前提とした計画は「一体整備」の趣旨に反しないとの理解でよいか。また、分棟形式が認められる具体的な条件があれば示されたい。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、NO.304的回答をご参照ください。
313	(資料-2)付帯事業の提案条件(案)	2	38	第2_1_(2)_①_a.	「合築建物」と「独立建物」とのいずれの提案も認められているが、「合築建物」の場合は区分所有建物上の合意形成リスクや面積按分変動に伴うコスト変動リスクなどのデメリットが考えられるが、評価上、差はないという認識で良いでしょうか。	NO.299的回答をご参照ください。
314	(資料-2)付帯事業の提案条件(案)	2	41	第2_1_(2)共用部分・動線計画等	独立建物を提案する場合でも、民間収益施設までの動線上の構内通路等は利用することになるが、当該部分の施設費及び維持管理費は全額事業費に含むと考えてよいか。	国立劇場が占用して使用する外構(通路、植栽、外灯、サイン等)による工事費及び維持管理費は国立劇場の負担として事業費に含まれます。ただし、民間収益事業者が占用して使用する外構部分については民間収益事業者の負担として事業費には含みません。
315	(資料-2)付帯事業の提案条件(案)	3	7	第2_1_(2)_③_f 地域貢献整備施設	千代田区の地域貢献整備施設として広場状空地を位置付ける場合、振興会の専用部分を地域貢献施設に位置付けることは可能か。	国立劇場が専用する広場状空地を地域貢献施設に位置付けることによる条件や国立劇場への影響が分からぬため、現時点では回答できません。
316	(資料-2)付帯事業の提案条件(案)	3	17	第2_2_(1)_③	貸付期間について、最低年数は50年となる理解で問題ないか。50年未満の貸付期間であっても振興会との協議により認められる可能性はあるか。	付帯事業の提案に関する評価の考え方等を総合的に勘案し、定期借地権期間を一律70年とします。そのため、「原則70年とするが、事業者において50年以上の貸付期間を提案した場合は貸付期間について振興会と協議により決定するものとする。」を「70年とする。」に訂正します。
317	(資料-2)付帯事業の提案条件(案)	3	17	第2_2_(1)_③事業敷地貸付等の条件	借地期間を原則70年としておりますが、50年以上70年未満の提案をおこなった場合、70年の提案と比較して評価が不利になることはありますでしょうか。	NO.299的回答をご参照ください。また定期借地権期間についてはNo.316的回答をご参照ください。
318	(資料-2)付帯事業の提案条件(案)	3	22	第2_2_(1)_④⑧事業敷地貸付等の条件	「④既存施設等の解体撤去期間及び国立劇場の建設期間において振興会は事業者との間で使用貸借契約を締結し、事業敷地を事業者に無償で貸し付ける。」「⑧民間収益施設の供用開始は、~独立建物を提案する場合は、国立劇場の再開場の時期とは別に設定できるものとする。」とあるが、独立建物を提案する場合で、国立劇場の引渡日より早期に供用を開始する場合は、国立劇場の引渡日までは借地料は無償と考えてよいか。	民間収益施設として独立建物を提案し、国立劇場の引渡日より早期に供用を開始する場合は、供用開始日から借地料は発生します。なお、定期借地権の設定期間も供用開始日からの設定となります。
319	(資料-2)付帯事業の提案条件(案)	3	30	第2_2_(1)_⑧	独立建物を提案する場合、国立劇場の再開場よりも早い時期に先行して供用開始することについても提案可能という理解で良いか。	ご理解のとおりですが、国立劇場の整備等に影響のない範囲で提案可能です。
320	(資料-2)付帯事業の提案条件(案)	4	3	第2_2_(2)_②民間収益施設の収去に要する費用	「借地人たる事業者は自らが負担する解体撤去費用を適切に積み立てる」とあるが、積立期間は、事業期間の20年間ではなく、定期借地権の設定期間(原則70年)から複合施設及び独立建物の解体期間を除いた期間でよいか。	ご理解のとおりです。
321	(資料-2)付帯事業の提案条件(案)	4	12	第2_2_(3)_①権利の譲渡等	「振興会と協議を行ったうえで、付帯事業が安定的に継続することを前提として」とあるが、原則として権利譲渡が制限されるものではないとの認識で良いか。	本事業の事業終了時点での状況等にもよるため、その時点での個別具体的な事象に基づき判断します。
322	(資料-2)付帯事業の提案条件(案)	4	22	第2_2_(3)_③	合築建物を提案する場合における民間収益施設の建物の区分所有権の一部又は全部、または独立建物を提案する場合における民間収益施設の所有権の一部又は全部に関する第三者への譲渡について、提案時において譲渡先の候補として提示する第三者(民間収益事業者のグループ会社であるファンドを想定)に関して、予め振興会の承諾を得ることは可能か。	提案時点においては提案内容及び具体的な第三者的詳細について振興会において把握することが困難であるため、提案の時点であらかじめ振興会の承諾を得ることはできません。ただし、事業者選定後、定期借地契約締結よりも前に、譲渡先の候補者及びその譲渡の内容等をあらかじめ確認させていただき、貸付期間の開始以後円滑に借地権譲渡等が可能となるよう事前協議及び承諾の準備をすることは可能です。
323	(資料-2)付帯事業の提案条件(案)	5	28	第2_3_(1)_①貸付料及びその支払方法	独立建物を提案する場合「民間収益事業の実施に伴い振興会が負担する費用等(固定資産税等)」の対象確定のため、分筆登記をする必要はあるか。対象敷地範囲を明示した貸付契約書で足りるか。	ご提案の内容によるため現時点では回答ができませんが、基本的に土地の分筆を要するものとは想定していません。
324	(資料-2)付帯事業の提案条件(案)	5	29	第2_3_(1)_貸付料	貸付料の考え方につき、権利金等の支払いは不要との認識で良いか。その場合、借地権割合を差し引いた地代ではなく、相当の地代レベルの支払いが必要との認識で良いか。	前段については、権利金の支払はありません。 後段については、貸付料はご提案ください。その際、権利金等の支払を義務付け、貸付料に関する最低限の水準等について振興会から事前に具体的に示す予定はありません。
325	(資料-2)付帯事業の提案条件(案)	5	29	第2_3_(1)	「民間収益事業の実施に伴い振興会が負担する費用等(固定資産税等)」が示されず、応募者が固定資産税等を把握できない状態で民間収益施設及び貸付料を提案し、その結果、提案貸付料がこの固定資産税等を下回った場合、欠格又は不採用、大幅減点となるのでしょうか。	民間収益施設の提案が事業者の自由な判断に委ねられており、振興会が負担する費用等(固定資産税等)は、提案される付帯事業の内容によって異なります。そのため、ご提案の内容をもとに応募者において固定資産税等の計算をしていただき、それを下回らないよう設定し、貸付料をご提案ください。そのうえで、貸付料の額が実際に振興会に賦課される固定資産税等の額を下回ったときは、その差額を別途振興会に支払っていただく予定です。
326	(資料-2)付帯事業の提案条件(案)	5	30	第2_3_(1)_貸付料	振興会が負担する費用等(固定資産税等)を算出するため、敷地の固定資産税、都市計画税および評価額について開示をお願いします。	NO.325的回答をご参照ください。
327	(資料-2)付帯事業の提案条件(案)	5	30	第2_3_(1)_①	付帯事業に関する加点評価について記載がありません。貸付料は国費の効率的な活用に資する観点からの財源の多様化のひとつとして評価されると考えますが、一方でその額(またその元となる事業敷地の規模)は事業者の提案に委ねられています。については財源の多様化に資すると振興会として考える最低額、及び加点評価の計算式を示して頂けますでしょうか。 ※振興会の意向に合致しないごくわずかの民間収益施設導入であっても加点として評価されることを懸念します。	NO.299的回答をご参照ください。
328	(資料-2)付帯事業の提案条件(案)	5	30	第2_3_(1)_①	貸付料が評価される場合にはその評価方法(配点、加点の計算式など)や基準貸付料を出来るだけ早く提示頂けますでしょうか。	NO.299的回答をご参照ください。
329	(資料-2)付帯事業の提案条件(案)	5	30	第2_3_(1)_①	「民間収益事業の実施に伴い振興会が負担する費用等(固定資産税等)」について、概算額を提示頂けますでしょうか。	NO.325的回答をご参照ください。
330	(資料-2)付帯事業の提案条件(案)	5	31	第2_3_(1)_①	基準貸付料が示されないと、民間収益施設が事業採算などを検討することができないため、令和8年2月の回答公表予定日など早期に提示頂けないでしょうか。	NO.325的回答をご参照ください。
331	(資料-2)付帯事業の提案条件(案)	5	37	第2_3_(1)_②	貸付料の改定について、改定の基準となる指標(消費者物価指数、固定資産税実額の変動額など)の想定はあるか。	現時点での想定はありません。改定の基準となる指標を含めて事業者と協議します。

NO.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
332	(資料-2)付帯事業の提案条件(案)	6	15	第2_3_■付帯事業に係る契約形態のイメージ図	図中に「地代」とあるが、本文中記載の「貸付料」と同じ意味と考えてよいのか。	図中の「地代」は、民間収益事業者が定期転借地契約に基づき事業者に支払う対価として示しています。本文中記載の「貸付料」は、振興会と事業者との間で締結される定期借地権設定契約に基づく使用の対価として事業者が振興会に支払われるものを指しています。
333	(資料-2)付帯事業の提案条件(案)	7	5	共用部分の管理体系のイメージ(合築建物の場合)	合築建物を提案する場合、共用部分B(防災センター、共用設備室、共用廊下、共用階段室、共用昇降路、共用風除室、地下駐車場(自動車通路(共用))等)の費用は事業費に含まれておりますが、当該建物を提案しない場合でも、防災センターなど共用部分Bと同様のエリアにおける費用は事業費に含まれず、別途予算を計上いただけるという理解で宜しいでしょうか。	ご質問の主旨が不明ですが、合築建物を提案しない場合は共用部分はありません。
334	(資料-2別紙)別紙 共通部分B(共通使用部分)の維持管理(合築建物の場合)	1	19	3_(1)_①定期点検等保守業務	共用部分Bの維持管理については、品質が維持できていれば、必ずしも要求水準の各種添付資料に記載の仕様どおりである必要はないと考えてよいのか。	【資料-2】「付帯事業の提案条件(案)」別紙「共用部分B(共通使用部分)の維持管理(合築建物の場合)」に記載のとおり、要求水準に準じて管理組合が決定し実施してください。
335	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	3	1	表1. 事業費の内訳	国立劇場再整備等事業の実施に関する方針(本文)(2025年12月19日更新版)で示された(参考)概算事業費について、「(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案) 表1. 事業費の内訳」の「費用の内容」のそれぞれの項目が「工事費」「その他」「維持管理費」のどこに含まれるのかご教示頂きたい。 工事費: 1, 550億円 その他: 200億円 維持管理費等: 14億円/年※消費税抜き	NO.10的回答をご参照ください。
336	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	3	14	第1_2_表1. 事業費の内訳	事業費(施設費)の内訳に、「土壤汚染対策費用」の記載があるが、これは、業務要求水準書に規定の土壤調査に係る費用のこと、調査の結果判明した土壤汚染の対策費用を意味しているものではないとの理解でよい。	NO.281的回答をご参照ください。
337	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	3	17	第1_2_表1. 事業費の内訳	施設費及びその他費用の項目である「事業者の運営費(人件費、事務費等)の一部」について、「一部」とは何を指すのか。	国立劇場の維持管理業務開始日以降の事業者の運営費を指します。なお、国立劇場の維持管理業務開始日以前に発生する事業者の運営費は、施設費に含めてください。
338	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	3	18	第1_2_表1. 事業費の内訳	履行保証保険料は、表1. 事業費の内訳のうち、施設費の「その他施設整備に関する初期投資と認められる費用等」に含めると考えてよい。	ご理解のとおりです。
339	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	3	18	第1_2_表1. 事業費の内訳	施設整備の業務にかかる保険料(建設工事保険、第三者賠償責任保険等)は、表1. 事業費の内訳のうち、施設費の「その他施設整備に関する初期投資と認められる費用等」に含めると考えてよい。	ご理解のとおりです。
340	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	3	30	第1_2_事業費の内訳	その他の費用に事業者の運営費(人件費、事務費等)の一部が含まれておりますが、維持管理に係る人件費は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	その他の費用に維持管理費(人件費及び物件費)は含みません。
341	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	3	30	第1_2_表1. 事業費の内訳	維持管理業務にかかる第三者賠償責任保険料等は、表1. 事業費の内訳のうち、維持管理費及びその他の費用の「その他の費用」に含めると考えてよい。	ご理解のとおりです。
342	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	4	23	第2_3_(2) 維持管理費	維持管理費は、各回同額でない提案をしてもよいとの理解でよい。	原則として年2回の支払を行うものとし、施設引渡日によって業務期間が変動する場合(初年度及び最終年度)にはそれに応じた支払をします。
343	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	4	26	第2_3_(3) その他の費用	「その他の費用は業務量に応じて原則、各回同額を支払う」とはどういう意味か。「原則、」とあるので、基本的には各回同額であり、特殊要因がある年度は金額を変更してもよいということか。	特殊要因が指し示す意味が不明ですが、原則として年2回の支払を行うものとし、施設引渡日によって業務期間が変動する場合にはそれに応じた支払をします。
344	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	4	29	第2_3_(3) その他の費用	その他の費用は業務量に応じて支払うとございますが、具体的にどのような業務を想定されておりますでしょうか。	維持管理期間中の事業者の運営費(人件費、事務費等)の一部、事業者の税引き前利益を示します。
345	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	5	21	第5事業費の改定	事業費の改定に係る初回の起点は、施設整備費及び他の費用において入札公告日とえてよいでしょうか。	入札書提出日です。
346	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	5	26	5_1基本的考え方	技術革新に伴う国立劇場等の運営方法の変更等とあります。技術革新により省力化できた場合、事業費を削減するのではなく、事業者のインセンティブとして位置付けることをご検討下さい。	維持管理費の見直しについては、「物価変動及び、技術革新等に伴う国立劇場等の運営方法の変更等、明らかに費用に変更が生じる場合を含め、PFI手法に基づく民間の資金及びノウハウの有効な活用と、振興会の適正な経費負担の双方の観点に十分留意して、振興会及び事業者が協議して行うこととしています。
347	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	6	5	第5_2. 施設費の物価変動に基づく改定	施設費の物価変動に基づく改定について、改定の対象となるのは、施設費のうち「建設工事費」とあるが、消費税等も含めるとの理解でよい。	消費税等の変更については、【資料-4】「リスク分担表(案)」の法令変更リスクによります。
348	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	6	5	第5_2. 施設費の物価変動	施設費の物価変動による改定の基準日は入札公告として頂けないでしょうか。	原文のとおり、入札書提出日とします。
349	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	6	5	第5_2. 施設費の物価変動	スライドの算定において採用する指標は公的指標ではなく、日建設計NSBPIなど実態に即した指標として頂けないでしょうか。	事業者との協議により決定します。
350	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	6	5	第5_2. 施設費の物価変動	施設整備費の物価変動に基づく改定について、「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針の概略」における「6. 事業費の算定及び支払方法(案)の概要」に記載の「なお、物価変動による改定については、全体スライド、インフレスライド、単品スライドを適用することとし、改定の基準日については、入札書提出日を予定している。また、スライドの算定方法、採用する指標等については、事業者との協議により決定することを予定している。」との記載内容から変更はないという認識で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
351	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	6	5	第5_3. 維持管理費の物価変動に基づく改定	維持管理費の物価変動に基づく改定について、消費税等も含めるとの理解でよい。	消費税等の変更については、【資料-4】「リスク分担表(案)」の法令変更リスクによります。
352	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	6	19	5_3_①対象となる費用	対象となる費用は維持管理費のうち翌年度に對価の支払がある場合と定義されています。実施方針1_1_(8)事業期間では施設引き渡し日は貴会の想定でも6年6ヶ月と長期であり、二次審査資料提出時に6年6ヶ月先の物価上昇を想定することも困難です。つきましては維持管理運営開始時の維持管理費用について二次審査資料提出時との指標と維持管理開始する年度の指標とのポイントの差を二次審査資料の金額に反映することをご検討下さい。	維持管理費の物価変動に基づく改定は、【資料-3】「事業費の算定及び支払方法(案)」第5_3_②において「事業契約締結以降、対価を改定していない費用については、入札書提出日で確認できる最新の指標を前回改定時の指標とみなす」こととしています。
353	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	7	1	第5_3_②改定方法	維持管理業務はそのほとんどを人件費が占めます。地域における最低賃金の変動と雇用する職員の給与が連動する傾向が強いため、「最低賃金」の変動率、もしくは、「建築保全業務労務単価」の変動率を指標として採用いただきたいです。昨今の人件費や材料費費の高騰での維持管理費のコスト増加に全く連動しておらず、本指標を採用される場合、事業期間における人件費増等を想定、加味して入札せざるを得ません。その結果、予定価格に収まらない可能性が非常に高くなります。適切な入札にするためにも是非お願い致します。	各業務に採用する指標については、事業者との協議により決定します。
354	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	7	1	第5_3_(2)_②改定率及び計算方法	維持管理費の物価変動における改定について、初回変更時の基準が入札書提出日の年度となっておりますが、入札公告から入札書提出日までの期間が1年超のため、起算日を入札公告日の年度と変更していただけないでしょうか。	原文のとおり、入札書提出日とします。
355	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	7	23	第5_3_(2)_②改定率及び計算方法	維持管理費のサービス対価改定の基準日は、「入札書提出日の年度」とされておりますが、参考の概算事業費をご提示いただいた「実施方針公表の年度」へ、前倒しをご検討いただけますでしょうか。 本事業は、実施方針公表から入札までの期間が長く、予定価格の算出時期は「入札書提出日の年度」よりもっと早い時期と思慮いたしますので、予定価格の算出日も出来る限り後ろ倒しし、労務費及び資材等の物価変動を予定価格へ反映させることをご検討いただきたく存じます。 (「PPP/PFI推進アクションプラン(令和7年改定版)／令和7年6月内閣府」より一部抜粋)	予定価格は入札に合わせて作成しますので、原文のとおり、維持管理費のサービス対価改定の基準日は入札書提出日の年度とします。
356	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	3	別紙 民間収益施設を提案する場合の費用負担の考え方	「共通使用部分に係る費用のうち振興会が負担する費用は含まない」とあるが、正しくは「含む」ではないでしょうか。(含まない場合、合築案が事業費算出上有利になる可能性があると考えます)	共通使用部分に係る費用のうち振興会が負担する費用は、入札価格に含めます。【資料-3】「事業費の算定及び支払方法」別紙1を訂正します。なお、含める金額の算定方法は、入札公告時に示します。	
357	(資料-4)リスク分担表(案)	2	28		「事業者による事業用地及び既存施設等に関する調査の未実施、不備、誤り等に起因する増加費用」のリスク負担者が事業者となっておりますが、「現国立劇場を利活用する増築、改修等」の提案にあたって必要な資料が確認できない場合ないしは必要な調査が実施できない場合にはリスク負担者を事業者とするのは適切でないことから、再考頂けないでしょうか。	NO.47的回答をご参照ください。

NO.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
358	(資料-4) リスク分担表 (案)	2	41	施設整備段階_物価上昇リスク	「日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により建設工事費が不適当となったと認めた場合、特別な要因により、主要な工事材料の価格に著しい変動が生じた場合又は予期することのできない特別な事情により、急激な価格水準の変動が生じた場合については、建設工事費の変更について振興会と協議できる。」とあるが、ここでの「建設工事費」とは、資料-3事業費の算定及び支払方法(案)の施設費のうち「建設工事費(必要な調査ひようを含む)」を指すとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。
359	(資料-4) リスク分担表 (案)	2		維持管理_施設の改修リスク	「国立劇場における要求水準に適合させるための改修工事実施及び費用の負担」が事業者側のリスク分担となっていますが、適切に維持管理業務を行っていたにも関わらず経年劣化により、要求水準を満たさない状態となった場合における、機器の更新等の改修工事の実施および費用負担は振興会が負担する認識でよいでしょうか。	【資料-4】「リスク分担表(案)」の48番は、維持管理業務の要求水準を満たさない施設を適合させるための改修工事について記載しています。併せて、No.249の回答をご参照ください。
360	(資料-4) リスク分担表 (案)	2	48		「国立劇場における要求水準に適合させるための改修工事実施及び費用の負担」のリスク負担者が事業者となっておりますが、「現国立劇場を利活用する増築、改修等」の提案を行うにあたり、必要な情報が開示されなかつたり、十分な事前調査が実施できない又は不完全な調査となり、事業者が提案にあたり把握し得ない事項が提案後に判明した場合は、このリスク負担の対象外としていただきたい。事業者のみがリスク負担者とするのは適切でないので、再考頂けないでしょうか。	「現国立劇場を利活用する増築、改修等」を提案する場合は、No.47の回答をご参照ください。
361	(資料-5) 業績等の監視 及び改善要求措置要領 (案)	5	10	第2章_3_(3) 随時 実施する業績等の監視	「来場者及び職員等からの報告があった場合その他振興会が必要と認めるときは、随時に、業績等について、事業者から必要な報告を求める」とあるが、具体的にどのような場合に業績の報告が必要になるか。また、その際に報告するのは事業者(SPC)としての業績という理解でよいか。	各業務の業績及び実施状況(業績等)について、要求水準を達成していない又は達成しないおそれ(業務不履行等)がある場合に報告が必要となります。事業者は、セルフモニタリングの結果等に加え、必要に応じて振興会が求める要求水準の達成状況を確認するための報告を行ってください。
362	(資料-5) 業績等の監視 及び改善要求措置要領 (案)	6	14	第3章_2_(2) 減額 算定並びに罰則点及び 罰則留保点付与のため の区分	減額、罰則点及び罰則留保点の付与に関して、コスト管理計画書に基づく(コスト管理計画書では人件費と物件費を分けて記載する)旨の記載がある一方、業務項目ごと・支払区分ごとに行う旨も記載があるが、どちらが正か。 (例)運転・監視及び日常点検・保守業務のポストの欠員により業務履行が滞った場合、人件費のみに減額等がなされるのか、人件費と物件費合計の業務費に減額等がなされるのか	維持管理業務に係る減額並びに罰則点及び罰則留保点の付与方法については、「支払区分の費用を対象として、減額並びに罰則点及び罰則留保点の付与を行う」こととしています。
363	(資料-5) 業績等の監視 及び改善要求措置要領 (案)	11	7	第4章_1. 業績等の 監視の方法	要求水準内の(10)維持管理に係る記録及び事業終了時の引継ぎでは事業終了3年前に関連資料の提出とあるが、どちらが正か。	【資料-1】「業務要求水準書(案)」第5章、第1節、5.(10).①.b.に事業終了時の3年前に施設劣化点検報告書を提出することを規定していますが、当該報告書提出前に施設の劣化等の状況報告及び施設の保全のために必要となる資料の整備状況の確認を行うため、『事業終了4年前』としています。
364	(資料-3) 事業費の算定 及び支払方法(案)	12		表5. 重大な事象の具 体例	事業者として適切な管理(法定や建築保全業務共通仕様書どおりの点検)を行っていたにも関わらず、重大な事象の具体例に該当する事象が発生した場合には、不可抗力に該当し、減額及び違約金は発生しないという理解でよいか。	不可抗力に該当するかどうかは個別の事象によります。不可抗力の定義は、入札公告時に示します。
365	(資料-6) 民間事業者の 選定方法(案)の概要	1	10	2. 第二次審査の方法	付帯事業の審査については、第二次審査の②必須項目審査及び③加点項目審査の評価対象外との理解でよいか。	No.299の回答をご参照ください。
366	(資料-6) 民間事業者の 選定方法(案)の概要	1	21	2_③加点項目審査	民間収益施設による提案(施設整備や運営の内容、地代など)に関する評価はどの加点項目分野において配点が割り振られることになるのか。	No.299の回答をご参照ください。
367	(資料-6) 民間事業者の 選定方法(案)の概要	1	21	2_③加点項目審査	建物を早期に完成させる提案による加点評価は、表に記載のある配点とは別の加点要素となるのか。また、評価する上での基準となる施設整備期間は余裕期間を含めた8年3か月となるか。期間短縮による配点量(例:工期1か月につき●点など)の想定をお聞かせいただきたい。	No.299の回答をご参照ください。
368	(資料-6) 民間事業者の 選定方法(案)の概要	1	22	2_③加点項目審査	民間収益施設は加点対象外の場合、国立劇場と別スケジュールの開業でよろしいでしょうか。	民間収益施設の提案に係る評価に関する詳細については入札公告時に示します。民間収益施設を提案する場合の開業時期については、【資料-2】「付帯事業の提案条件(案)」をご参照ください。
369	(資料-6) 民間事業者の 選定方法(案)の概要	1	22	2_③加点項目審査	民間収益施設は加点の対象でない場合、合築建物ではなく独立建物の場合は国立劇場の開業のタイミングと同時期の開業でなくともよろしいでしょうか。	No.368の回答をご参照ください。
370	(資料-6) 民間事業者の 選定方法(案)の概要	1	23	2_③	今回、付帯事業に関する評価について記載がありませんが、自由提案であることから、加点項目分野の評価対象ではない(配点がない)との認識でよろしいですか。	No.299の回答をご参照ください。
371	(資料-6) 民間事業者の 選定方法(案)の概要	1	24	2._③加点項目審査	付帯事業の事業計画(貸付料含む)が加点評価の対象となり、評価項目に定性評価が含まれる場合には、その評価項目について提示頂き、併せて、どのような提案であれば付帯事業の加点評価を最大限(満点)受けることができるか提示頂けないでしょうか。本入札に対する参画可否判断に影響を及ぼす可能性があり、令和8年2月の質問書の回答公表予定日など、入札公告よりも早期に方針を提示して頂けないでしょうか。	No.299の回答をご参照ください。
372	(資料-6) 民間事業者の 選定方法(案)の概要	1	25	2._③加点項目審査	民間収益施設に関する加点評価の記載がありません。民間収益施設がもし加点評価の対象となる場合には、自由提案であることを鑑み、民間収益施設を提案しなかった事業者の不利とならないような配点上限を設定願います。	No.299の回答をご参照ください。
373	(資料-6) 民間事業者の 選定方法(案)の概要	1	25	2._③加点項目審査	付帯事業の提案内容に対して評価する場合、加点評価上、満点を得られるケースや減点や欠格になるケースなどを具体的に提示頂けないでしょうか。付帯事業を導入するか否かを判断する重要な要素になるため、今回の質疑回答時に提示して頂けないでしょうか。	No.299の回答をご参照ください。
374	(資料-6) 民間事業者の 選定方法(案)の概要	1	28	2._③加点項目審査	民間収益施設は加点評価の対象となりますか。その場合、入札公告よりも早い時期に、民間収益施設の加点評価に係る配点や計算式を提示いただけないでしょうか。民間収益施設の加点評価の有無、配点、加点の計算式の内容次第では、入札に参画出来なくなる恐れもあるため早期に確認したく提示して頂いたい。	No.299の回答をご参照ください。
375	(資料-6) 民間事業者の 選定方法(案)の概要	1	29	2._③	今回提案できる民間収益施設の規模、用途、配置、建物構成などの提案幅が広く、提案側としてはどのような提案が加点されるのか、又は減点又は欠格になるかを参考にしたく、民間収益施設の規模、用途、配置、建物構成に対する評価基準を示していただきたく、よろしくお願いします。この回答内容は入札の取り組み可否に影響するため、入札公告よりも早い時期(2月の回答公表予定日など)に提示して頂けないでしょうか。	No.299の回答をご参照ください。
376	(資料-6) 民間事業者の 選定方法(案)の概要	1	30	2._③加点項目審査	「建物を早期に完成させる提案を加点評価する」とあります、振興会が想定する最短の施設整備期間(事業契約締結(令和9年12月)から6年6か月後の令和16年6月末)が満点評価であり、それよりさらに短い施設整備期間であっても更高的加点はないと考えてよろしいでしょうか。	No.299の回答をご参照ください。
377	(資料-6) 民間事業者の 選定方法(案)の概要	1	30	2._③加点項目審査	「建物を早期に完成させる提案を加点評価する」とありますが、竣工時期による加点評価の配点を小さくして頂けないでしょうか。建設業法と公共工事入札契約適正化法の改正により、工期のダンピングは注文者と受注者の双方が禁止の対象とされています。竣工時期による加点評価の差が大きい場合には、工期ダンピングを伴う提案を助長することになる為、配慮願います。	No.299の回答をご参照ください。
378	(資料-6) 民間事業者の 選定方法(案)の概要	1	30	2._③加点項目審査	「建物を早期に完成させる提案を加点評価する」とありますが、竣工時期の早さ、ないしは工期の短さを加点評価とせず、工期短縮に関する施工上の工夫とその効果を評価願います。建設業法と公共工事入札契約適正化法の改正により、工期のダンピングは注文者と受注者の双方が禁止の対象とされており、施工時期の早さ、もしくは工期の短さによる加点評価がなされる場合には、工期ダンピングを伴う提案を助長することになりかねず、施工上の工夫を審査対象として頂けないでしょうか。	No.299の回答をご参照ください。